

得ス

第一百條 判決ハ口頭辯論ニ基キ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

決定ハ公判廷ニ於テハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽キ之ヲ爲スヘシ其ノ他ノ場合ニ於テハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カヌシテ之ヲ爲スコトヲ得但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

命令ハ訴訟關係人ノ陳述ヲ聽カヌシテ之ヲ爲スコトヲ得

決定又ハ命令ヲ爲スニ付必要アル場合ニ於テハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得

前項ノ取調ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第一百一條 裁判ニハ理由ヲ附スヘシ但シ決定又ハ命令ニハ理由ヲ附セサルコトヲ得

刑ノ言渡ヲ爲スニハ罪ト爲ルヘキ事實及其ノ事實ヲ認メタル理由並法令ノ適用ヲ示スヘシ

第一百二條 裁判ノ告知ハ公判廷ニ於テハ宣告ニ依リ之ヲ爲シ其ノ他ノ場合ニ於テハ裁判書ノ謄本ノ送達ニ依リ之ヲ爲スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一百三條 裁判ノ宣告ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

判決ノ宣告ヲ爲スニハ主文及理由ヲ朗讀シ又ハ主文ノ朗讀ト同時ニ理由ノ要旨ヲ告クヘシ

第一百四條 檢察官ノ執行指揮ヲ要スル裁判ヲ爲シタルトキハ速ニ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ検察官ニ送付スヘシ

第一百五條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ被告人其ノ他訴訟關係人ノ請求ニ因リ之ヲ交付ス

前項ノ場合ニハ其ノ費用ヲ徵スルコトヲ得

第四節 書類

第一百六條 訴訟ニ關スル書類ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外錄事之ヲ調製スヘシ

第一百七條 裁判官、豫審官又ハ検察官ハ錄事ノ作リタル書類ニ付意見アルトキハ錄事ニ命シ之ヲ變更セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ錄事ハ自己ノ意見ヲ書類ニ附記スルコトヲ得

第一百八條 被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ取調ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

調書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一 被告人、證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ニ對スル訊問及其ノ供述

二 證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人宣誓ヲ爲ササルトキハ其ノ事由
調書ハ錄事ヲシテ之ヲ供述者ニ讀聞カサシメ又ハ供述者ヲシテ之ヲ閱覽セシメ
其ノ記載ノ相違ナキカ否ヲ問フヘシ

供述者増減變更ヲ申立テタルトキハ其ノ供述ヲ調書ニ記載スヘシ

調書ニハ供述者ヲシテ署名捺印セシムヘシ

第一百九條 檢證、押收又ハ搜索ニ付テハ調書ヲ作ルヘシ

押收ヲ爲シタルトキハ其ノ品目ヲ調書ニ記載シ又ハ別ニ目録ヲ作リ之ヲ調書ニ

添附スヘシ

第一百十條 前二條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル時モ記載スヘシ
ノ取調又ハ處分ヲ爲シタル者錄事ト共ニ署名捺印スヘシ但シ公判期日外ニ於テ
軍法會議取調又ハ處分ヲ爲シタルトキハ裁判官タル法務官錄事ト共ニ署名捺印
スルヲ以テ足ル

前條ノ調書ニハ取調又ハ處分ヲ爲シタル時モ記載スヘシ

第一百十一條 錄事ノ立會ナクシテ取調又ハ處分ヲ爲ス場合ニ於テハ錄事ノ行フヘ
キ職務ハ其ノ取調又ハ處分ヲ爲ス者自ラ之ヲ行フヘシ

第一百十二條 公判期日ニ於ケル訴訟手續ニ付テハ公判調書ヲ作ルヘシ

公判調書ニハ左ノ事項其ノ他重要ナル訴訟手續ヲ記載スヘシ

一 公判ヲ爲シタル軍法會議及年月日

二 裁判官、檢察官及錄事ノ官氏名並被告人、代理人、辯護人、補佐人及通事

ノ氏名

三 被告人出頭セサリシトキハ其ノ旨

四 辯論ノ公開ヲ禁シタルトキハ其ノ旨及理由

五 被告事件ノ陳述其ノ他辯論ノ要旨

六 第百八條第二項ニ記載シタル事項

七 朗讀シタル書類及要旨ヲ告ケタル書類

八 被告人ニ示シタル證據物

九 公判廷ニ於テ爲シタル檢證及押收

十 裁判長ヨリ記載ヲ命シタル事項及訴訟關係人ノ請求ニ因リ記載ヲ許シタル
事項

十一 辯論ノ最終ニ被告人又ハ辯護人ヲシテ陳述ヲ爲サシメタルコト

十二 判決其ノ他ノ裁判ヲ爲シタルコト

第一百十三條 公判調書ニ付テハ第百八條第三項乃至第五項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲
スコトヲ要セス

第一百十四條 公判調書ハ公判開廷ノ日ヨリ五日内ニ之ヲ整理スヘシ

第一百五條 公判調書ニハ裁判官タル法務官錄事ト共ニ署名捺印スヘシ

法務官二人ナルトキハ上席者署名捺印シ上席者差支アルトキハ他ノ法務官署名捺印スヘシ

法務官差支アルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

錄事差支アルトキハ前三項ノ規定ニ依リ署名捺印スル者其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

第一百六條 公判期日ニ於ケル訴訟手續ハ公判調書ノミニ依リ之ヲ證明スルコトヲ得

第一百七條 裁判ヲ爲ストキハ裁判書ヲ作ルヘシ但シ決定又ハ命令ヲ宣告スル場合ニテハ裁判書ヲ作ラシテ之ヲ調書ニ記載セシムルコトヲ得

第一百八條 裁判書ハ裁判官之ヲ作ルヘシ

第一百九條 裁判書ニハ裁判官署名捺印スヘシ裁判長署名捺印スルコト能ハサルトキハ上席ノ裁判官其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印シ他ノ裁判官署名捺印スルコト能ハサルトキハ裁判長其ノ事由ヲ附記シテ署名捺印スヘシ

第一百二十條 裁判書ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外裁判ヲ受クル者ノ氏名、年齢、職業及住居ヲ記載スヘシ

判決書ニハ前項ニ記載シタル事項ノ外公判ニ干與シタル検察官ノ官氏名ヲ記載スヘシ

スヘシ

第一百二十一條 裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ハ原本又ハ謄本ニ依リ之ヲ作ルヘシ

第一百二十二條 前四條ノ規定ハ豫審官裁判ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第一百二十三條 官吏又ハ公吏ノ作ルヘキ書類ニハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外年月日ヲ記載シテ署名捺印シ其ノ所屬ノ官署又ハ公署ヲ表示スヘシ

書類ニハ每葉ニ契印スヘシ

第一百二十四條 官吏又ハ公吏書類ヲ作ルニハ文字ヲ改竄スヘカラス挿入、削除又ハ欄外記入ヲ爲シタルトキハ之ニ認印シ其ノ字數ヲ記載スヘシ削除シタル部分ハ讀ミ得ヘキ爲字體ヲ存スヘシ

第一百二十五條 官吏及公吏ニ非サル者ノ作ルヘキ書類ニハ年月日ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

第一百二十六條 官吏及公吏ニ非サル者ノ署名捺印スヘキ場合ニ於テ署名スルコト能ハサルトキハ他人ヲシテ代署セシメタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スルコト能ハサルトキハ花押又ハ拇指印スヘシ

他人ヲシテ代署セシメタル場合ニ於テハ代署シタル者其ノ事由ヲ記載シテ署名捺印スヘシ

第一百二十七条 特設軍法會議ニ於テ審判スヘキ事件ノ書類ニ付テハ本節ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第五節 送達

第一百二十八条 送達ハ錄事送達吏ヲシテ之ヲ爲サシム但シ海軍司法警察官ノ發スル書類ノ送達ハ其ノ書類ヲ作リタル者之ヲ爲サシム

送達吏ハ海軍警察吏ヲ以テ之ニ充ツ

第一百二十九條 送達ハ郵便ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ郵便配達人ヲ以テ送達吏ト爲ス

第一百三十條 送達ハ之ヲ施行スヘキ地ヲ管轄スル區裁判所ノ書記又ハ之ニ相當スル官署ニ嘱託シテ之ヲ爲スコトヲ得

第一百三十一条 軍艦、兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ内ニ在ル者ニ對スル送達ハ廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ嘱託シテ之ヲ爲ス

第一條又ハ陸軍軍法會議法第一條ニ記載シタル者ニシテ前項ニ記載シタル以外ノ場所ニ在ル者ニ對スル送達ハ其ノ所屬ノ長若ハ監督者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ嘱託シテ之ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル送達ハ書類ヲ本人ニ交付シタル旨ノ證書ヲ以テ之ヲ證ス

第一百三十二条 第一條及陸軍軍法會議法第一條ニ記載シタル以外ノ者被告人、代理人

理人、辯護人又ハ補佐人ト爲リタルトキハ書類ノ送達ヲ受クル爲書面ヲ以テ其ノ住居又ハ事務所ヲ軍法會議ニ届出ツヘシ軍法會議所在地ニ住居及事務所ヲ有セサルトキハ其ノ所在地ニ住居又ハ事務所ヲ有スル者ヲ送達受取人ニ選任シ其ノ旨及送達受取人ノ住居又ハ事務所ヲ其ノ者ト共ニ書面ヲ以テ届出ツヘシ前項ノ規定ハ在監者ニ付之ヲ適用セス

送達受取人ハ送達ヲ受クヘキ本人ト看做シ送達受取人ノ住居又ハ事務所ハ本人ノ住居又ハ事務所ト看做ス

第一百三十三条 前條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲スヘキ者其ノ届出ヲ爲ササルトキハ交付スヘキ書類ヲ郵便ニ付シタル時ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

前項ノ送達ハ書類ヲ郵便ニ付シタル時ヲ以テ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第一百三十四条 檢察官ニ對スル送達ハ書類ヲ其ノ所屬官廳ニ送付シテ之ヲ爲ス

第一百三十五条 被告人ノ現在地知レサルトキハ公示送達ヲ爲スコトヲ得

被告人裁判權ノ及ハサル場所ニ在ル爲他ノ方法ヲ以テ送達ヲ爲スコト能ハサルトキ亦前項ニ同シ

第一百三十六条 公示送達ハ軍法會議ノ指揮アリタルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得

公示送達ハ交付スヘキ書類又ハ其ノ抄本ヲ軍法會議ノ掲示場ニ公示シテ之ヲ爲ス

公判ニ於ケル第一回ノ召喚狀ノ公示送達ハ召喚狀ヲ軍法會議ノ掲示場ニ公示シ且其ノ謄本ヲ官報又ハ新聞紙ニ掲載シテ之ヲ爲ス

前項ノ公示送達ハ最後ニ官報又ハ新聞紙ニ掲載シタル時ヨリ三十日其ノ他ノ公示送達ハ掲示場ニ公示シタル時ヨリ七日ノ期間ヲ經過スルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

第一百三十七條 送達ニ付テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外民事訴訟法ヲ準用ス

第六節 期 間

第一百三十八條 期間ヲ計算スルニ時ヲ以テスルモノハ即時ヨリ之ヲ起算シ日、月又ハ年ヲ以テスルモノハ初日ヲ算入セス但シ時效期間ノ初日ハ時間ヲ論セス一日トシテ之ヲ計算ス

日及年ハ暦ニ從ヒテ之ヲ計算ス

期間ノ末日日曜日、一月一日二日四日、十二月二十九日三十日三十一日、一般ノ休日トシテ指定セラレタル大祭日若ハ祀日又ハ海軍一般ノ休日ニ當ルトキハ之ヲ期間ニ算入セス但シ時效期間ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第一百三十九條 法定ノ期間ハ訴訟行爲ヲ爲スヘキ者ノ住居地ト軍法會議所在地トノ距離ニ從ヒ海陸路二十里毎ニ一日ヲ加フ二十里ニ満タサルモ五里以上ナルトキ亦同シ但シ海路ハ二海里ヲ一里トシテ之ヲ計算ス

外國又ハ交通不便ノ地ニ在ル者ノ爲ニハ特ニ期間ヲ定ムルコトヲ得

第七節 被告人ノ召喚、勾引及勾留

第一百四十條 軍法會議公訴ヲ受ケタルトキハ被告人ヲ召喚スヘシ

第一百四十一條 被告人ノ召喚ハ召喚狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

被告人期日ニ出頭スヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ差出シ又ハ出廷シタル被告人ニ對シロ頭ヲ以テ次回ノ出頭ヲ命シタルトキハ召喚狀ヲ送達シタルト同一ノ效力ヲ有ス但シロ頭ヲ以テ出頭ヲ命シタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ調書ニ記載スヘシ軍艦、兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ内ニ在ル被告人ノ召喚ハ廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ被告人廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ヨリ通知ヲ受ケタル時ヲ以テ召喚狀ノ送達アリタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ軍法會議ニ近接スル監獄ニ在ル被告人ヲ召喚スル場合ニ之ヲ準用ス

第一百四十二條 召喚ヲ受ケタル被告人期日ニ出頭セサルトキハ更ニ之ヲ召喚シ又ハ之ヲ勾引スルコトヲ得

第一百四十三條 左ノ場合ニ於テハ直ニ被告人ヲ勾引スルコトヲ得
一 軍紀ヲ保持スル爲必要アルトキ

二 被告人逃走シタルトキ又ハ逃走スル虞アルトキ

三 被告人罪證ヲ湮滅スル虞アルトキ

四 被告人定マリタル住居ヲ有セサルトキ

第一百四十四條 被告ノ勾引ハ勾引狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

第一百四十五條 勾引シタル被告人ハ軍法會議ニ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ之ヲ訊問スヘシ其ノ時間内ニ勾留狀ヲ發セサルトキハ被告人ヲ釋放スヘシ

第一百四十六號 第百四十三條ニ記載シタル事由アルトキハ被告人ヲ勾留スルコトヲ得但シ被告人監獄ニ在ルトキハ其ノ事由ナシト雖之ヲ勾留スルコトヲ得

前項ノ規定ハ五百圓ヲ超過セサル罰金、拘留又ハ科料ニ該ルヘキ事件ニ付テハ

第一百四十三條第四號ノ場合ヲ除クノ外之ヲ適用セス

被告人ノ勾留ハ訊問シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス但シ第百四十三條

第一號ノ場合及被告人逃走シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一百四十七條 被告人ノ勾留ハ勾留狀ヲ發シテ之ヲ爲スヘシ

第一百四十八條 裁判長ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ第百四十條乃至前條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シ又ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第一百四十九條 裁判長ハ被告人現在地ノ豫審官、檢察官、海軍司法警察官、豫審判事、區裁判所判事、檢事、司法警察官又ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル

官署ニ被告人ノ勾引ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ更ニ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得但シ海軍司法警察官及司法警察官ハ此ノ限ニ非ラス

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送スルコトヲ得但シ海軍司法警察官及司法警察官ハ此ノ限ニ非ラス

囑託又ハ移送ヲ受ケタル官署ハ勾引狀ヲ發スヘシ

第一百五十條 被告人ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハサルトキハ裁判長ハ檢事長又ハ之ニ相當スル官署ニ被告人ノ人相書ヲ送付シ其ノ検査及勾引ヲ囑託スルコトヲ得

囑託ヲ受ケタル官署ハ其ノ管轄區域内ノ檢事又ハ相當官署ヲシテ勾引狀ヲ發シ検査及勾引ノ手續ヲ爲サシムヘン

第一百五十一條 前二條ノ場合ニ於テ囑託ニ因リ勾引狀ヲ發シタル官署ハ被告人ヲ引致シタル時ヨリ四十八時間内ニ其ノ人達ナキカ否ヲ取調フヘシ

被告人人達ニ非サルトキハ速ニ之ヲ指定セラレタル軍法會議ニ送致スヘシ此ノ場合ニ於テハ第一百四十五條ノ期間ハ被告人ノ送致ヲ受ケタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一百五十二條 召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ニハ被告事件並被告人ノ氏名及住居ヲ記載シ裁判長又ハ受命裁判官之ニ記名捺印スヘシ

勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テ被告人ノ住居分明ナラサルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要セス其ノ氏名分明ナラサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ以テ被告人ヲ指示スヘシ

召喚狀ニハ被告人ノ出頭スヘキ年月日時及場所並召喚ニ應セサルトキハ勾留狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

勾留狀ニハ被告人ヲ勾留スヘキ監獄ヲ指定スヘシ

第百四十八條ノ規定ニ依リ召喚狀、勾引狀又ハ勾留狀ヲ發スル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第百五十三條 前條第一項及第二項ノ規定ハ第百四十九條第四項ノ規定ニ依リ豫審官、檢察官又ハ海軍司法警察官ノ發スル勾引狀ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ勾引狀ニ囑託ヲ爲シタル裁判長ノ氏名及其ノ囑託ニ因リ之ヲ發スル旨ヲ記載スヘシ

第百五十四條 召喚狀ハ之ヲ送達ス

第百五十五條 勾引狀又ハ勾留狀ハ檢察官ノ指揮ニ依リ海軍司法警察官吏之ヲ執行ス但シ急速ヲ要スル場合ニ於テハ裁判長、受命裁判官又ハ豫審官其ノ執行ヲ指揮スルコトヲ得

監獄ニ在ル被告人ニ對シテ發シタル勾留狀ハ監獄官吏之ヲ執行ス

勾引狀又ハ勾留狀ハ必要アルトキハ海軍ノ下士官若ハ兵又ハ司法警察官吏ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第百五十六條 勾引狀ハ數通ヲ作リ之ヲ海軍司法警察官吏、海軍ノ下士官若ハ兵又ハ司法警察官吏數人ニ交付スルコトヲ得

第百五十七條 海軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏ハ必要アルトキハ管轄地外ニ於テ勾引狀ノ執行ヲ爲シ又ハ其ノ地ノ海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ其ノ執行ヲ求ムルコトヲ得

第百五十八條 勾引狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル軍法會議ニ引致スヘシ

第百四十九條第四項及第百五十條第二項ノ場合ニ於テハ勾引狀ヲ發シタル官署ニ引致スヘシ

勾留狀ヲ執行スルニハ之ヲ被告人ニ示シテ指定セラレタル監獄ニ引致スヘシ

第百五十九條 軍艦、兵營其ノ他軍事用ノ廳舍又ハ艦船ノ内ニ在ル者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ廳舍若ハ艦船ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引狀又ハ勾留狀ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

軍事用ノ廳舍及艦船ノ外ニ在リテ現ニ陸海軍ノ勤務ニ從事スル者ニ對シ勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ其ノ所屬ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ勾引

狀又ハ勾留状ヲ示シテ引渡ヲ求ムヘシ

第一百六十條 軍法會議ハ必要アルトキハ決定ヲ以テ指定ノ場所ニ被告人ノ出頭又ハ同行ヲ命スルコトヲ得被告人正當ノ事由ナクシテ之ヲ肯セサルトキハ其ノ場所ニ勾引スルコトヲ得

第一百六十一条 勾引状又ハ勾留状ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ護送スル場合ニ於テ必要アルトキハ假ニ最寄ノ監獄ニ之ヲ留置スルコトヲ得

第一百六十二条 勾引状ノ執行ヲ受ケタル被告人ヲ引致シタル場合ニ於テ必要アルトキハ之ヲ監獄ニ留置スルコトヲ得

第一百六十三条 勾引状又ハ勾留状ヲ執行シタルトキハ之ニ執行ノ場所及年月日時ヲ記載シ之ヲ執行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由ヲ記載シ記名捺印スヘシ

勾引状又ハ勾留状ノ執行ニ關スル書類ハ之ヲ検察官又ハ執行ヲ指揮シタル官署ニ差出スヘシ

勾引状ノ執行ニ關スル書類ヲ受取リタル検察官其ノ他ノ官署ハ被告人ノ引致セラレタル年月日時ヲ勾引状ニ記載スヘシ

第一百六十四条 檢察官ハ勾留セラレタル被告人ヲ他ノ監獄ニ移スコトヲ得

第一百六十五条 勾留セラレタル被告人ハ法令ノ範圍内ニ於テ他人ト接見シ又ハ書類若ハ物ノ授受ヲ爲スコトヲ禁シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得

類若ハ物ノ授受ヲ爲スコトヲ得勾引状ニ因リ監獄ニ留置セラレタル被告人亦同

シ

第一百六十六條 軍法會議ハ罪證ヲ湮滅シ、逃走シ又ハ軍事上ノ機密ヲ漏泄スル虞アルトキハ勾留セラレタル被告人ト他人トノ接見ヲ禁シ又ハ他人ト授受スヘキ書類若ハ物ヲ查閱シ又ハ其ノ授受ヲ禁シ若ハ之ヲ差押フルコトヲ得

軍法會議書類又ハ物ノ查閱ヲ爲スコト能ハサルトキハ檢察官之ヲ爲スコトヲ得

第一百六十七条 勾留ノ原由消滅シタルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留ヲ取消スヘシ

第一百六十八條 勾留セラレタル被告人第一條第一項第一號、第四號及陸軍軍法會議法第一條第一項第一號、第四號ニ記載シタル以外ノ者ナルトキハ被告人又ハ其ノ法定代理人保佐人若ハ夫ハ保釋ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第一百六十九條 保釋ノ請求アリタルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ保證金額ヲ定ムヘシ

保釋ヲ許ス場合ニ於テハ被告人ノ住居ヲ制限スルコトヲ得

第一百七十條 保釋ヲ許ス決定ハ保證金ヲ差出シタル後之ヲ執行スヘシ

檢察官ハ保釋請求者ニ非サル者ヲシテ保證金ヲ差出サシムルコトヲ得

檢察官ハ有價證券又ハ軍法會議ノ所在地ニ住居シ保證金ヲ納ムルニ十分ナル資

産ヲ有スル者ノ保證書ヲ以テ保證金ニ代フルコトヲ許スコトヲ得

前項ノ保證書ニハ保證金額及何時ニテモ保證金ヲ納ムヘキ旨ヲ記載スヘシ

第一百七十一條 軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ勾留セラレタル被告人

ヲ責付スルコトヲ得

責付ハ被告人部隊内居住者ナルトキハ其ノ所屬部隊ノ長ニ之ヲ爲シ部隊内居住者ニ非サルトキハ親族其ノ他ノ者ニ之ヲ爲スヘシ

部隊内居住者ニ非サル者ヲ責付スルニハ親族其ノ他ノ者ヨリ何時ニテモ召喚ニ應シ被告人ヲ出頭セシムヘキ旨ノ書面ヲ差出サシムヘシ

第一百七十二條 被告人部隊内居住者ニ非サルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ住居ヲ制限シテ勾留ノ執行ヲ停止スルコト得

第一百七十三條 軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ何時ニテモ決定ヲ以テ保釋、責付又ハ勾留ノ執行停止ヲ取消スコトヲ得

保釋中被告人召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セス、住居ノ制限ニ違反シ又ハ逃走シタル爲保釋ヲ取消ス場合ニ於テハ軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ

保釋セラレタル者刑ノ言渡ヲ受ケ其ノ判決確定シタル後執行ノ爲召喚ヲ受ケ正當ノ事由ナクシテ出頭セス又ハ逃走シタルトキハ軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因ヲ爲スヘシ

リ決定ヲ以テ保證金ノ全部又ハ一部ヲ沒取スヘシ

第一百七十四條 勾留若ハ保釋ヲ取消シ又ハ勾留狀ノ效力消滅シタルトキハ檢察官ハ沒取ニ係ラサル保證金ヲ還付スヘシ

第一百七十五條 上告提起期間内又ハ上告中ノ事件ニ付勾留ヲ取消シ保釋、責付若ハ勾留ノ執行停止ヲ爲シ又ハ之ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ原軍法會議其ノ決定ヲ爲スヘシ

第一百七十六條 豫審官ハ被告人ノ召喚、勾引及勾留ニ關シ軍法會議又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス

第一百七十七條 左ノ場合ニ於テ被告事件急速ノ處分ヲ要シ軍法會議又ハ豫審官ノ勾引狀ヲ求ムルコト能ハサルトキハ檢察官又ハ海軍司法警察官ハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

一、軍紀ヲ保持スル爲必要アルトキ

二、現行犯ノ被告人ノ其ノ場所ニ在ラサルトキ

三、現行犯ノ取調ニ因リ其ノ事件ノ共犯ヲ發見シタルトキ

四、死體ノ検證ニ因リ其ノ事件ノ被告人ヲ發見シタルトキ

五、既決ノ囚人又ハ法令ニ依リ拘禁セラレタル被告人逃走シタルトキ

六、被告人強盜又ハ竊盜ノ罪ヲ犯シタルモノナルトキ

七 被告人定リタル住居ヲ有セサルトキ

前項ノ規定ニ依リ勾引狀ヲ發スルコトヲ得ル場合ニ於テハ檢察官ハ之ヲ他ノ檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ニ囑託シ海軍司法警察官ハ之ヲ他ノ海軍司法警察官又ハ司法警察官ニ命令シ又ハ囑託スルコトヲ得

第一百七八條 檢察官、海軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏其ノ職務ヲ行フニ當リ現行犯アルコトヲ知リタル場合ニ於テ被告人其ノ場所ニ在リテ其ノ住居若ハ氏名分明ナラサルトキ又ハ第一百四十三條各號ニ記載シタル事由アルトキハ左ノ處分ヲ爲スヘシ

一 檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ直ニ被告人ヲ逮捕シ又ハ其ノ逮捕ヲ海軍司法警察吏又ハ司法警察吏ニ命スヘシ

二 海軍司法警察吏又ハ司法警察吏ハ命令ヲ待タスシテ直ニ被告人ヲ逮捕スヘシ

第一百七十九條 現行犯ノ被告人其ノ場所ニ在ルトキハ何人ト雖之ヲ逮捕スルコトヲ得

被告人ヲ逮捕シタルトキハ速ニ之ヲ檢察官、海軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏ニ引渡スヘシ

第一百八十條 海軍司法警察吏又ハ司法警察吏被告人ヲ逮捕シ又ハ受取リタルト

キハ速ニ之ヲ檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ニ引致スヘシ

海軍司法警察吏又ハ司法警察吏被告人ヲ受取リタル場合ニ於テハ逮捕者ノ氏名、住居及逮捕ノ事由ヲ聽取スヘシ必要アルトキハ逮捕者ニ對シ共ニ官署ニ到ルコトヲ求ムルコトヲ得

第一百八十一條 司法警察官被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ遲クトモ三日内ニ書類及證據物ト共ニ被告人ヲ管轄軍法會議ノ檢察官又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

第一百八十二條 海軍司法警察官被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ速ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ留置ノ必要アリト思料スルトキハ遲クトモ三日内ニ書類及證據物ト共ニ被告人ヲ管轄軍法會議ノ檢察官又ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ

第一百八十三條 檢察官被告人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタルトキハ遲クトモ二十四時間内ニ訊問シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ直ニ釋放スヘシ被告人事件急速ヲ要シ軍法會議又ハ豫審官ノ勾留狀ヲ求ムル能ハサル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思料スルトキハ勾留狀ヲ發スヘシ但シ五百圓ヲ超過セサル罰金、拘留又ハ科料ニ該ルヘキ事件ニ付テハ第一百七十七條第一項第七號ノ場合ヲ除クノ外勾留

狀ヲ發スルコトヲ得ス

検察官勾留狀ヲ發シタルトキハ速ニ長官ニ捜査ノ報告ヲ爲シ又ハ書類及ヒ證據物ト共ニ被告人ヲ管轄軍法會議ノ檢察官若ハ相當官署ニ送致スル手續ヲ爲スヘシ檢察官他ノ檢察官ヨリ被告人ヲ受取リタルトキハ前二項ノ規定ニ準シ處分スヘシ但シ留置ノ必要ナシト思料スルトキハ勾留ヲ取消スヘシ

第一百八十四條 現ニ罪ヲ行ヒ又ハ現ニ罪ヲ行ヒ終リタル際ニ發覺シタルモノヲ現行犯トス

兇器贓物其ノ他ノ物ヲ所持シ、誰何セラレテ逃走シ犯人トシテ追呼セラレ又ハ身體被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキ場合ハ現行犯ノ被告人其ノ場所ニ在リタルモノト看做ス

第一百八十五條 第百七十七條以下ノ場合ニ於ケル勾引又ハ勾留ニ付テハ第百五十一条乃至第百五十三條及第百五十五條乃至第百六十四條ノ規定ヲ準用ス

第八節 被告人訊問

第一百八十六條 被告人ニ對シテハ先ツ其ノ人達ナキコトヲ確ムルニ足ルヘキ事項ヲ訊問スヘシ

第一百八十七條 被告人ニ對シテハ被告事件ヲ告ケ其ノ事件ニ付陳述スヘキコトアリヤ否ヲ問ヒ其ノ利益ト爲ルヘキ事實ヲ陳述スル機會ヲ與フヘシ

第一百八十八條 被告人ニ對シテ訊問ヲ爲ストキハ錄事ヲシテ立會ハシムヘシ但シ檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官訊問ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス
第一百八十九條 事實發見ノ爲必要アルトキハ被告人ト他ノ被告人又ハ證人ト對質セシムルコトヲ得
第一百九十條 被告人聲ナルトキハ書面ヲ以テ問ヒ畷ナルトキハ書面ヲ以テ答ヘシムルコトヲ得

第九節 押收及搜索

第一百九十一條 軍法會議ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外證據物又ハ沒收スヘキ物ト思料スルモノハ之ヲ差押フヘシ

軍法會議ハ差押フヘキ物ヲ指定シ所有者、所持者又ハ保管者ニ其ノ物ノ提出ヲ命スルコトヲ得

第一百九十二條 軍法會議ハ被告人ヨリ發シ又ハ被告人ニ對シテ發シタル郵便物又ハ電報及其ノ賴信紙ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノヲ差押ヘ又ハ之ヲ提出セシムルコトヲ得

前項ニ記載シタル以外ノ郵便物又ハ電報及其ノ賴信紙ニシテ通信事務ヲ取扱フ官署其ノ他ノ者ノ保管又ハ所持スルモノハ被告事件ニ關係アリト思料スルニ足ルヘキ狀況アルモノニ限り之ヲ差押ヘ又ハ之ヲ提出セシムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ之ヲ發信人又ハ受信人ニ通知スヘシ
但シ通知ニ因リテ審理ヲ妨クル虞アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第一百九十三條 軍法會議ハ被告人其ノ他ノ者ノ遺留シタル物又ハ所有者、所持者
若ハ保管者ニ於テ任意ニ提出シタル物ヲ領置スルコトヲ得

第一百九十四條 軍法會議ハ必要アルトキハ被告人ノ身體、物又ハ住居其ノ他ノ場
所ニ就キ搜索ヲ爲スコトヲ得

被告人ニ非サル者ノ身體、物又ハ住所其ノ他ノ場所ニ付テハ押收スヘキ物ノ存
在ヲ認知スルニ足ルヘキ狀況アル場合ニ限り搜索ヲ爲スコトヲ得

第一百九十五條 押收又ハ搜索ニ付テハ鎖鑰又ハ封緘ノ開披其ノ他必要ナル處分ヲ
爲スコトヲ得押收物ニ付亦同シ

第一百九十六條 軍事上秘密ヲ要スル場所ニ於テハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承
諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得ス

第一百九十七條 公務員又ハ公務員タリシ者ノ保管又ハ所持スル物ニ付本人又ハ當
該公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立ツルトキハ當該監督官
廳ノ承諾アルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧
ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計

検査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等
ノ職ニ在リシ者其ノ保管又ハ所持スル物ニ付前項ノ申立ヲ爲ストキハ勅許ヲ得
ルニ非サレハ押收ヲ爲スコトヲ得ス

第一百九十八條 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證
人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者ハ業務上委託ヲ受ケタ
ル爲所持スル物ニシテ他人ノ秘密ニ關スルモノニ付押收ヲ拒ムコトヲ得但シ本
人承諾シタルトキハ此ノ限ニ非ラス

第一百九十九條 軍法會議ハ押收スヘキ物又ハ搜索スヘキ場所、身體若ハ物ヲ指定
シタル命令狀ヲ發シ海軍司法警察官又ハ司法警察官ヲシテ押收又ハ搜索ヲ爲サ
シムルコトヲ得

命令狀ニハ押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ事由ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ

命令狀ハ處分ヲ受クル者ノ請求アルトキハ之ヲ示スヘシ

第二百一條 海軍司法警察官又ハ司法警察官前條第一項ノ規定ニ依リ押收又ハ搜索ヲ
爲シタルトキハ檢察官ヲ經テ之ニ關スル書類及押收物ヲ軍法會議ニ差出スヘシ
スルコトヲ得

第二百一條 海軍司法警察官又ハ司法警察官前二條ノ規定ニ依リ押收又ハ搜索ヲ
爲シタルトキハ檢察官ヲ經テ之ニ關スル書類及押收物ヲ軍法會議ニ差出スヘシ

第二百二條 軍法會議押收又ハ搜索ヲ爲スニ當リ他ノ犯罪ニ關スル顯著ナル證據物ヲ發見シタルトキハ假ニ之ヲ押收シテ検察官ニ送付スルコトヲ得

検察官前項ノ規定ニ依リ押收シタル物ヲ留置スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ還付スヘシ

第二百三條 押收又ハ搜索ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ處分ヲ爲スヘキ他ノ豫審官、豫審判事、區裁判所判事又ハ法令ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ嘱託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉屬スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ嘱託ヲ移送スルコトヲ得

受命裁判官又ハ受託豫審官ハ押收又ハ搜索ヲ爲スニ付軍法會議ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得但シ第一百九十二條第三項ノ通知ハ軍法會議之ヲ爲スヘシ

第二百四條 日出前、日沒後ニハ住居主若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承諾アルニ非サレハ押收又ハ搜索ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス但シ猶豫スヘカラサル場合ハ此ノ限ニ在ラス

日沒前押收又ハ搜索ニ着手シタルトキハ日沒後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得

第二百五條 左ノ場所ニ付テハ前條第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セス

- 一 賭博、富籤又ハ風俗ヲ害スル行爲ニ常用セラルモノト認ムヘキ場所
- 二 旅店、飲食店其ノ他夜間ト雖公衆ノ出入スルコトヲ得ヘキ場所但シ公開シタル時間内ニ限ル

第二百六條 官署、公署又ハ軍艦、兵營其ノ他軍事用ノ廳舍若ハ艦船ノ内ニ於テ押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ其ノ長又ハ之ニ代ルヘキ者ニ通知シテ其ノ處分ニ立會ハシムヘシ

前項ノ場合ヲ除クノ外人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ船舶ノ内ニ於テ押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ住居主若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ヲシテ其ノ處分ニ立會ハシムヘシ此等ノ者ヲシテ立會ハシムルコト能ハサルトキハ隣人又ハ市町村吏員ヲシテ立會ハシムヘシ

第二百七條 檢察官、被告人又ハ辯護人ハ押收又ハ搜索ノ處分ニ立會フコトヲ得但シ拘禁セラレタル被告人ハ此ノ限ニ在ラス

押收又ハ搜索ノ處分ヲ爲スニ付必要アルトキハ被告人ヲシテ其ノ處分ニ立會ハシムルコトヲ得

第二百八條 押收又ハ搜索ヲ爲スヘキ日時及ヒ場所ハ豫メ前條ノ規定ニ依リ其ノ處分ニ立會フコトヲ得ヘキ者ニ之ヲ通知スヘシ但シ急速ノ處分ヲ要スルトキハ

此ノ限ニ非ラス

第二百九條 押收又ハ搜索ヲ爲スニ付必要アルトキハ海軍司法警察官吏又ハ司法檢察官吏ヲシテ補助ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百十條 押收又ハ搜索ノ處分中ハ何人ニ限ラス許可ヲ得シテ其ノ場所ニ出入スルコトヲ禁止スルコトヲ得
前項ノ禁止ニ從ハサル者ハ之ヲ退去セシメ又ハ處分ヲ終ル迄之ヲ留置スルコトヲ得

第二百十一條 押收又ハ搜索ノ處分ヲ中止スル場合ニ於テ必要アルトキハ其ノ場所ヲ閉鎖シ又ハ看守者ヲ置クヘシ

第二百十二條 押收ヲ爲シタル場合ニ於テ所有者、所持者若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ請求アリタルトキハ品目ヲ記載シタル調書又ハ目録ノ謄本又ハ抄本ヲ之ニ交付スヘシ

第二百十三條 押收物ニ付テハ喪失又ハ毀損ヲ防ク爲相當ノ處置ヲ爲スヘシ
運搬又ハ保管ニ不便ナル押收物ニ付テハ看守者ヲ置キ又ハ所有者其ノ他ノ者ヲシテ之ヲ保管セシムルコトヲ得

危害ヲ生スル虞アル押收物ハ之ヲ廢棄スルコトヲ得

第二百十四條 押收スルコトヲ得ヘキ沒收物ニシテ滅失若ハ毀損ノ虞アルモノ又

ハ保管ニ不便ナルモノハ之ヲ公賣シテ其ノ代價ヲ保管スルコトヲ得

第二百十五條 押收物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被告事件ノ終結ヲ待タス檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ還付スヘシ

押收物ハ所有者、所持者、保管者又ハ差出人ノ請求ニ因リ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ假ニ之ヲ還付スルコトヲ得

第二百十六條 押收シタル贓物ニシテ留置ノ必要ナキモノハ被害者ニ還付スヘキ理由明瞭ナルトキニ限り被告事件ノ終結ヲ待タス檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ被害者ニ還付スヘシ

前項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ケス

第二百十七條 押收又ハ搜索ヲ爲ストキハ錄事ヲシテ立會ハシムヘシ

第二百十八條 豫審官ハ押收及ヒ搜索ニ關シ軍法會議ト同一ノ權ヲ有ス

第二百十九條 檢察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十三條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限り押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢察官、海軍司法警察官ニ囑託スルコトヲ得
海軍司法警察官ハ第百七十七條、第百七十八條又ハ第百八十二條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限り押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ

之ヲ他ノ海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得
司法警察官ハ第百七十八條又ハ第百八十一條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ
豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限り押收若ハ搜索ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官
ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

海軍司法警察官又ハ司法警察官押收ヲ爲シタル場合ニ於テ留置ノ必要アリト思
料スルトキハ速ニ押收物ヲ検察官ニ送付スヘシ但シ第二百十三條第二項又ハ第
三項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ検察官ニ通知スヘシ

第二百二十條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯ア
ル場合ニ於テ急速ノ處分ヲ要スルトキハ検察官、海軍司法警察官又ハ司法警察
官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り押收又ハ搜索ヲ爲スコトヲ得

第二百二十一條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯
アル場合ニ於テ被告人ヲ逮捕スルニ付急速ノ處分ヲ要スルトキハ検察官、海軍
司法檢察官吏又ハ司法警察官吏ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り之ヲ搜索スルコト
ヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百六條第二項ノ規定ニ依ルコトヲ要セス

檢察官、海軍司法警察官吏又ハ司法警察官吏現行犯ノ被告人ヲ逮捕スル爲追行
シタル場合ニ於テ被告人人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内
ニ逃入リタルトキ亦前項ニ同シ

第二百二十二條 勾引狀又ハ勾留狀ヲ執行スル場合ニ於テ必要アルトキハ人ノ住
居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ入り搜索ヲ爲スコトヲ得但シ
第一百七十七條第一項第一號又ハ第三號乃至第六號ノ規定ニ依リ發シタル勾引狀
ヲ執行スル場合ニ於テハ前條ノ例ニ依ル

第二百二十三條 檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ノ爲ス押收及搜索ニ付
テハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外第百九十一條乃至第百九十八條、第二百二
條、第二百四條乃至第二百六條及第二百十條乃至第二百十六條ノ規定ニ準用ス
海軍司法警察吏、下士官若ハ兵又ハ司法警察吏ノ爲ス搜索ニ付テハ別段ノ規定
アル場合ヲ除クノ外第百九十五條、第百九十六條、第二百四條乃至第二百六條
及第二百十條ノ規定ヲ準用ス

第十節 檢證

第二百二十四條 軍法會議ハ事實發見ノ爲必要アルトキハ檢證ヲ爲スヘシ

第二百二十五條 檢證ニ付テハ身體ノ検査、死體ノ解剖、墳墓ノ發掘其ノ他必要
ナル處分ヲ爲スコトヲ得
被告人ニ非サル者ノ身體ノ検査ハ一定ノ證跡ノ存否ヲ確認スルニ必要ナル場合
ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

第二百二十六條 日出前、日沒後ニハ住居主若ハ保管者又ハ之ニ代ルヘキ者ノ承

諸アルニ非サレハ檢證ノ爲人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ニ入ルコトヲ得ス但シ猶豫スヘカラサル場合又ハ日出後ニ於テハ檢證ノ目的ヲ達スルコト能ハサル虞アル場合ハ此ノ限ニ非ラス

日沒前檢證ニ著手シタルトキハ日沒後ト雖其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得

第二百五條ニ記載シタル場所ニ付テハ第一項ニ規定スル制限ニ依ルコトヲ要セ

ス

第二百二十七條 檢證ニ付テハ第一百九十六條、第二百三條、第二百六條乃至第二百十一條及第二百十七條ノ規定ヲ準用ス

第二百二十八條 豫審官ハ檢證ニ關シ軍法會議ト同一ノ權ヲ有ス

第二百二十九條 檢察官ハ第一百七十七條、第一百七八條又ハ第一百八十三條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限り檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ檢察官、海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ囑託スルコトヲ得

海軍司法警察官ハ第一百七十七條、第一百七八條又ハ第一百八十二條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限り檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ海軍司法警察官若ハ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ第一百七八條又ハ第一百八十一條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限り檢證ヲ爲シ又ハ之ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ

若ハ囑託スルコトヲ得

第二百三十條 人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若ハ艦船ノ内ニ現行犯アル場合ニ於テ急速ノ處分ヲ要スルトキハ檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ何時ニテモ其ノ場所ニ入り檢證ヲ爲スコトヲ得

第二百三十一條 變死人又ハ變死人ト思料スヘキ者第一條ニ記載シタル者ナルトキハ部隊内ニ於テハ部隊ノ長又ハ分隊長、其ノ他ノ場所ニ於テハ檢察官又ハ海軍司法警察官檢視ヲ爲スヘシ

變死人又ハ變死人ト思料スヘキ者第一條ニ記載シタル以外ノ者ナルトキト雖部隊内ニ於テ死體ヲ發見シタル場合ニ於テハ部隊ノ長又ハ分隊長檢視ヲ爲スヘシ第二項ノ場合ニ於テ部隊ノ長ハ檢察官又ハ海軍司法警察官ニ檢視ヲ囑託スルコトヲ得

檢視ニ因リ犯罪アルコトヲ發見シタル場合ニ於テ急速ノ處分ヲ要スルトキハ引續キ檢證ヲ爲スコトヲ得

第一項乃至第三項ノ規定ハ他ノ法令ニ依ル檢視ヲ妨ケス

第二百三十二條 檢察官又ハ海軍司法警察官ハ前條ノ處分ヲ司法警察官ニ囑託スルコトヲ得

第二百三十三條 檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ノ爲ス檢證ニ付テハ第

百九十六條、第二百六條、第二百十條、第二百十一條、第二百二十五條及第二百二十六條ノ規定ヲ準用ス

第十一節 證人訊問

第二百三十四條 軍法會議ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外何人ト雖證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得

第二百三十五條 公務員又ハ公務員タリシ者ノ知得タル事實ニ付本人又ハ當該公務所ヨリ職務上ノ秘密ニ關スルモノナルコトヲ申立ツルトキハ當該監督官廳ノ承諾アルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス但シ當該監督官廳ハ帝國ノ安寧ヲ害スル場合ヲ除クノ外承諾ヲ拒ムコトヲ得ス

國務大臣、宮内大臣、内大臣、樞密院議長、樞密院副議長、樞密顧問官、會計検査院長、元帥、參謀總長、海軍軍令部長、教育總監若ハ軍事參議官又ハ此等ノ職ニ在リシ者前項ノ申立ヲ爲ストキハ勅許ヲ得ルニ非サレハ證人トシテ之ヲ訊問スルコトヲ得ス

第二百三十六條 左ニ記載シタルモノハ證言ヲ拒ムコトヲ得

一 被告人ノ配偶者、四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族又ハ被告人ト此等ノ親族關係アリタル者

二 被告人ノ後見人、後見監督人又ハ保佐人

三 被告人ヲ後見人、後見監督人又ハ保佐人ト爲ス者
共同被告人一人又ハ數人ニ對シ前項ノ關係アル者ト雖他ノ共同被告人ノミニ關スル事項ニ付テハ證言ヲ拒ムコトヲ得ス

第二百三十七條 醫師、齒科醫師、藥劑師、藥種商、產婆、辯護士、辯護人、公證人、宗教若ハ禱祀ノ職ニ在ル者又ハ此等ノ職ニ在リシ者ハ業務上委託ヲ受ケタル爲知得タル事實ニシテ他人ノ秘密ニ關スルモノニ付證言ヲ拒ムコトヲ得但シ本人承諾シタルトキハ此ノ限り在ラス

第二百三十八條 證言ヲ爲スニ因リ自己又ハ自己ト第二百三十六條第一項ニ規定スル關係アル者刑事上ノ訴追ヲ受クル虞アルトキハ證言ヲ拒ムコトヲ得現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アリトシテ起訴セラレ未タ確定判決ヲ經サルトキ亦前項ニ同シ

第二百三十九條 證言ヲ拒ム者之ヲ拒ム事由ヲ疏明スヘシ但シ前條ノ場合ニ於テハ其ノ事由ノ相違ナキ旨ノ宣誓ヲ以テ疏明ニ代フルコトヲ得
證言ヲ拒ム者之ヲ拒ム事由ヲ疏明スルコト能ハサルトキ又ハ宣誓ヲ爲ササルトキハ決定ヲ以テ其ノ申立ヲ却下スヘシ

第二百四十條 第百四十一條及第一百五十四條ノ規定ハ證人ノ召喚ニ之ヲ準用ス
第二百四十一條 召喚ヲ受ケタル證人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ檢察

官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ五十圓以下ノ科料ニ處シ且不參ニ因リ生シタル費用ノ賠償ヲ命スルコトヲ得

第二百四十二條 前條ノ言渡ヲ受ケタル者裁判書ノ送達アリタル日ヨリ三日内ニ正當ノ事由アリテ出頭スルコト能ハサリシコトヲ證明シタルトキハ検察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ言渡ヲ取消スヘシ

天災其ノ他避クヘカラサル事故ノ爲期間内ニ前項ノ證明ヲ爲スコト能ハサリシ者事故ノ止ミタル日ヨリ三日内ニ其ノ證明ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同シ

第二百四十三條 召喚ニ應セサル證人ニ對シテハ更ニ召喚狀ヲ發シ又ハ勾引狀ヲ發スルコトヲ得

第二百四十四條 證人ノ召喚狀又ハ勾引狀ニハ證人ノ氏名及住居、被告人ノ氏名並被告事件ヲ記載シ裁判長之ニ記名捺印スヘシ

召喚狀ニハ出頭スヘキ年月日時及場所並召喚ニ應セサルトキハ科料ニ處シ且勾引狀ヲ發スルコトアルヘキ旨ヲ記載スヘシ

召喚狀ノ送達ト出頭トノ間ニハ少クトモ二十四時間ノ猶豫ヲ存スヘシ但シ急速ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

證人第一條ニ記載シタル者ナルトキハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第二百四十五條 證人ノ勾引ニ付テハ第百五十五條乃至第百五十九條及第百六十ニ在ラス

三條ノ規定ヲ準用ス
第二百四十六條 證人ニ對シテハ先ツ其ノ人達ナキカ否及第二百三十六條第一項ニ記載シタル者ナルヤ否ヲ取調フヘシ

第二百三十六條第一項ニ記載シタル者ニハ證言ヲ拒ムコトヲ得ル旨ヲ告クヘシ

第二百四十七條 證人ニハ宣誓ヲ爲サシムヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二百四十八條 宣誓ハ訊問前之ヲ爲サシムヘシ但シ宣誓ヲ爲サシムヘキ者ナリヤニ付疑アルトキハ訊問後之ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百四十九條 宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又何事ヲモ附加セサルコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

訊問後宣誓ヲ爲スヘキ場合ニ於テハ眞實ヲ述ヘ何事ヲモ默秘セス又何事ヲモ附加セサリシコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

裁判長ハ宣誓書ヲ朗讀シ證人ヲシテ署名捺印セシムヘシ

第二百五十條 宣誓ヲ爲サシムヘキ證人ニハ宣誓前偽證ノ罰ヲ告クヘシ

第二百五十一條 同一ノ被告事件ニ付數名ノ證人出頭シタル場合ニ於テハ其ノ宣誓ハ同時ニ之ヲ爲サシムルコトヲ得

- 第二百五十二条 左ニ記載シタル者ニハ宣誓ヲ爲サシメスシテ之ヲ訊問スヘシ
 一 十五歳未満ノ者
- 二 宣誓ノ本旨ヲ解スルコト能ハサル者
- 三 現ニ供述ヲ爲スヘキ事件ノ被告人ト共犯ノ關係アル者又ハ其ノ嫌疑アル者
 四 第二百三十六條第一項ニ記載シタル者ニシテ證言ヲ拒マサル者
- 五 第二百三十八條ノ場合ニ於テ證書ヲ拒マサル者
- 六 被告人ノ雇人又ハ同居人
- 前項第三號ノ規定ノ適用ニ付テハ犯人藏匿ノ罪、證憑湮滅ノ罪、偽證ノ罪、虛偽ノ鑑定通譯ノ罪及贓物ニ關スル罪ノ犯人ハ其ノ本犯ノ共犯ト看做ス
- 第一項ニ記載シタル者宣誓ヲ爲シタルトキト雖其ノ供述ハ證言タルノ效力ヲ妨ケラルコトナシ
- 第二百五十三條 證人ノ供述カ其ノ證人若ハ之ト第二百三十六條第一項ニ規定スル關係アル者ノ恥辱ニ歸シ又ハ其ノ財產上ニ重大ナル損害ヲ生スル虞アルトキハ宣誓ヲ爲サシメスシテ訊問スルコトヲ得
- 第二百五十四条 證人ノ訊問ハ後ニ訊問スヘキ證人ノ在ラサル場所ニ於テ各別ニ之ヲ爲スヘシ
- 第二百五十五条 事實發見ノ爲必要アルトキハ證人ト他ノ證人又ハ被告人ト對質セシムルコトヲ得
- 第二百五十六条 證人ニハ訊問事項ニ付連絡シタル供述ヲ爲サシムヘシ
- 必要アル場合ニ於テハ證人ノ供述ヲ明白ナラシメ又ハ其ノ真否ヲ判断スル爲適當ナル訊問ヲ爲スヘシ
- 第二百五十七条 證人ニハ其ノ實驗シタル事實ニ因リ推測シタル事項ヲ供述セシムルコトヲ得
- 前項ノ供述ハ鑑定ニ屬スル故ヲ以テ證言タルノ效力ヲ妨ケラルコトナシ
- 第二百五十八条 第百八十八條及第百九十九條ノ規定ハ證人ノ訊問ニ付之ヲ準用ス
- 第二百五十九條 證人軍法會議構内ニ在ルトキハ召喚ヲ爲サスシテ之ヲ訊問スルコトヲ得
- 第二百六十條 證人ハ必要アル場合ニ於テハ軍法會議外ノ指定ノ場所ニ之ヲ召喚シ又ハ其ノ所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得
- 第二百六十一條 親任官又ハ親任官ノ待遇ヲ受クル者ハ其ノ現在地ニ於テ之ヲ訊問スヘシ
- 帝國議會ノ議員議會ノ開期中開會地ニ滯在スルトキハ其ノ滯在地ニ於テ之ヲ訊問スヘシ
- 第二百六十二条 證人正當ノ理由ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタルトキハ檢察官

ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ百圓以下ノ料ニ處スヘシ第二百三十九條第一項但書
ノ場合ニ於テ虛偽ノ宣誓ヲ爲シタルトキ亦同シ

第二百六十三條 軍法會議ハ必要アルトキハ決定ヲ以テ指定ノ場所ニ證人ノ同行
ヲ命スルコトヲ得證人正當ノ事由ナクシテ同行ヲ肯セサルトキハ之ヲ勾引スル
コトヲ得

第二百六十四條 軍法會議外ニ於テ證人ノ訊問ヲ爲ス場合ニ於テハ受命裁判官ヲ
シテ之ヲ爲サシメ又ハ證人現在地ノ豫審官、豫審判事、區裁判所判事若ハ法令
ニ依リ特別ニ裁判權ヲ有スル官署ニ之ヲ囑託スルコトヲ得

受託官署ハ受託ノ權限アル官署ニ轉囑スルコトヲ得

受託官署受託事項ニ付權限ヲ有セサルトキハ受託ノ權限アル官署ニ囑託ヲ移送
スルコトヲ得

受命裁判官又ハ受託豫審官ハ證人訊問ニ付軍法會議又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス
爲スコトヲ得但シ第二百四十一條及第二百六十二條ノ決定ハ軍法會議亦之ヲ爲
スコトヲ得

第二百六十五條 豫審官ハ證人訊問ニ關シ軍法會議又ハ裁判長ト同一ノ權ヲ有ス
第二百六十六條 檢察官ハ第百七十七條、第百七八條又ハ第百八十三條ノ場合
ニ於テ急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ第二百三十四條乃至第二
百六十四條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ海軍司法警察官若ハ
司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

至第二百六十四條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ檢察官、海軍
司法警察官若ハ司法警察官ニ囑託スルコトヲ得

海軍司法警察官ハ第百七十七條、第百七八條又ハ第百八十二條ノ場合ニ於テ
急速ヲ要スルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ第二百三十四條乃至第二
百六十四條ノ規定ニ準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ
司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ得

司法警察官ハ第百七八條又ハ第百八十一條ノ場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ
豫審請求前又ハ公訴提起前ニ限リ第二百三十四條乃至第二百六十四條ノ規定ニ
準シ證人ヲ訊問シ又ハ其ノ訊問ヲ他ノ司法警察官ニ命令シ若ハ囑託スルコトヲ
得

第二百六十七條 檢察官證人ヲ訊問スル場合ニ於テハ宣誓ヲ爲サシメサルコトヲ
得

海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ宣誓ヲ爲サシムルコトヲ得ス

第二百六十八條 檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ證人ニ對シ科料又ハ
賠償ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス

第二百六十九條 證人ハ旅費、日當及止宿料ヲ請求スルコトヲ得但シ正當ノ事由
ナクシテ宣誓又ハ證言ヲ拒ミタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第十二節 鑑 定

第二百七十條 軍法會議ハ學識經驗アル者ニ鑑定ヲ命スルコトヲ得
第二百七十一條 鑑定人ニハ鑑定ヲ爲ス前宣誓ヲ爲サシムヘシ

宣誓ハ宣誓書ニ依リ之ヲ爲スヘシ

宣誓書ニハ誠實ニ鑑定ヲ爲スコトヲ誓フ旨ヲ記載スヘシ

第二百七十二条 鑑定ノ經過及結果ハ鑑定人ヲシテ書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ報告セシムヘシ

鑑定人數人アルトキハ共同シテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

書面ヲ以テ報告ヲ爲サシメタル場合ニ於テ必要アルトキハ口頭ヲ以テ其ノ説明ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百七十三條 軍法會議ハ必要アル場合ニ於テハ鑑定人ヲシテ軍法會議外ニ於テ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ鑑定ニ關スル物ヲ鑑定人ニ交付スルコトヲ得

被告人ノ心神又ハ身體ニ關スル鑑定ヲ爲サシムルニ付必要アルトキハ軍法會議ハ期間ヲ定メ病院其ノ他相當ノ場所ニ被告人ヲ留置スルコトヲ得

第二百七十四条 鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ軍法會議ノ許可ヲ得テ身體ヲ検査シ、死體ヲ解剖シ又ハ物ヲ毀壊スルコトヲ得

第二百七十五條 鑑定人ハ鑑定ニ付必要アル場合ニ於テハ軍法會議ノ許可ヲ得テ書類若ハ證據物ヲ閲覽シ若ハ謄寫シ又ハ被告人若ハ證人ノ訊問ニ立會フコトヲ得

鑑定人ハ被告人若ハ證人ノ訊問ヲ求メ又ハ許可ヲ得テ此等ノ者ニ對シ直接ニ問ヲ發スルコトヲ得

第二百七十六条 軍法會議ハ受命裁判官ヲシテ鑑定ニ付必要ナル處分ヲ爲サシムルコトヲ得但シ第二百七十三條第三項ノ規定ニ依ル處分ハ此ノ限ニ在ラス

第二百七十七条 軍法會議ハ鑑定ヲ十分ナラスト思料スルトキハ鑑定人ヲ増加シ又ハ他ノ鑑定人ニ命シテ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百七八條 檢察官及ヒ辯護人ハ鑑定ニ立會フコトヲ得

第二百七十九條 鑑定ニ付テハ勾引ニ關スル規定ヲ除クノ外第十一節ノ規定ニ準用ス

檢察官、海軍司法警察官又ハ司法警察官ハ第二百七十三條第三項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコトヲ得ス

第二百八十條 鑑定人ハ旅費、日當及止宿料ノ外鑑定料及立替金ノ辨償ヲ請求スルコトヲ得

第二百八十一條 軍法會議ハ官署公署ニ鑑定ヲ囑託スルコトヲ得

前九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ第二百七十二條第三項ノ規定ニ依ル説明ハ官署公署ノ指定シタル者ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

第二百八十二條 特別ノ智識ニ因リ知得タル過去ノ事實ニ付其ノ事實ヲ知リタル者ヲ訊問スル場合ニハ本節ノ規定ニ依ラス第十一節ノ規定ヲ適用ス

第十三節 通譯

第二百八十三條 國語ニ通セサル者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通事ヲシテシテ通譯ヲ爲サシムヘシ

第二百八十四條 聾者又ハ啞者ヲシテ陳述ヲ爲サシムル場合ニ於テハ通事ヲシテ通譯ヲ爲サシムルコトヲ得

第二百八十五條 國語ニ非サル文字又ハ符號ハ之ヲ翻譯セシムルコトヲ得

第二百八十六條 軍法會議ハ官署公署ニ翻譯ヲ囑託スルコトヲ得

第二百八十七條 通譯及翻譯ニ付テハ第十二節ノ規定ヲ準用ス

第二章 始審

第一節 捜査

第二百八十八條 犯罪ニ因リ害ヲ被リタル者ハ告訴ヲ爲スコトヲ得

被害者ノ法定代理人又ハ夫ハ獨立シテ告訴ヲ爲スコトヲ得
被害者死亡シタルトキハ其ノ家督相續人又ハ親族告訴ヲ爲スコトヲ得但シ被害者ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ刑法第百八十三條ノ罪ニ之ヲ適用セス

第二百八十九條 前條第二項ノ場合ニ於テ被害者ノ法定代理人被告人ナルトキ、
被告人ノ配偶者ナルトキ又ハ被告人ノ四親等内ノ血族若ハ三親等内ノ姻族ナルトキハ被害者ノ親族ハ獨立シテ告訴ヲ爲スルコトヲ得

第二百九十條 刑法第二百三十條第二項ノ罪ニ付テハ死者ノ親族、遺族又ハ後裔告訴ヲ爲スコトヲ得

第二百九十一條 前三條ノ規定ニ依リテ告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ナキ場合ニ於テハ管轄軍法會議ノ検察官ハ利害關係人ノ申立ニ因リ告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者ヲ指定スルコトヲ得但シ刑法第百八十三條ノ罪ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
第二百九十二條 親告罪ノ告訴ハ犯人ヲ知リタル時ヨリ六月内ニ之ヲ爲スニ非ナレハ其ノ效ナシ

刑法第二百二十九條但シ書ノ場合ニ於ケル告訴ハ婚姻ノ無效又ハ取消ノ裁判確定シタル時ヨリ六月内ニ之ヲ爲スニ非ナレハ其ノ效ナシ

第二百九十三條 告訴ヲ爲スコトヲ得ヘキ者數人アル場合ニ於テ一人ノ期間ノ懈

怠ハ他ノ者ニ其ノ效ヲ及ホサス

第二百九十四條 告訴ハ始審ノ判決ノ告知アル迄之ヲ取消スコトヲ得

告訴ノ取消ヲ爲シタル者ハ更ニ告訴ヲ爲スコトヲ得ス

前二項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求ニ之ヲ準用ス

第二百九十五條 親告罪ニ付共犯ノ一人又ハ數人ニ對シテ爲シタル告訴又ハ其ノ

取消ハ他ノ共犯ニ對シ亦其ノ效ヲ生ス

前項ノ規定ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求又ハ其ノ取消ニ之ヲ準用ス

刑法第百八十三條ノ罪ニ付相姦者ノ一人ニ對シ告訴又ハ其ノ取消アリタルトキハ他ノ一人ニ對シ亦其ノ效ヲ生ス

第二百九十六條 何人ニ限ラス犯罪アリト思料シタルトキハ告發ヲ爲スコトヲ得官吏又ハ公吏其ノ職務ヲ行フニ因リ犯罪アリト思料シタルトキハ告發ヲ爲スヘシ

第二百九十七條 告訴又ハ告發ハ代理人ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得

第二百九十八條 告訴又ハ告發ハ書面又ハ口頭ヲ以テ檢察官、海軍司法警察官、檢事若ハ司法警察官又ハ之ニ相當スル官署ニ之ヲ爲スヘシ

第二百九十九條 檢察官、海軍司法警察官、檢事若ハ司法警察官又ハ相當官署口

頭ノ告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ調書ヲ作ルヘシ

第一百八條第三項乃至第五項及第一百十一條ノ規定ハ檢察官又ハ海軍司法警察官ノ作ルヘキ前項ノ調書ニ之ヲ準用ス

第三百條 檢事若ハ司法警察官又ハ相當官署告訴又ハ告發ヲ受ケタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官又ハ海軍司法警察官ニ送付スヘシ

第三百一條 告訴又ハ告發ノ取消又ハ變更ニ付テハ前四條ノ規定ヲ準用ス

第三百二條 自首ニ付テハ告發ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百三條 檢察官又ハ海軍司法警察官検査ヲ爲スニ付テハ其ノ目的ヲ達スルニ必要ナル取調ヲ爲スコトヲ得但シ強制ノ處分ハ別段ノ規定アル場合ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

検査ニ付テハ公務所ニ照會シテ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第三百四條 檢察官検査ヲ爲スニ付強制ノ處分ヲ必要トスルトキハ豫審請求前又ハ公訴提起前ト雖長官ノ認可ヲ受ケ押收、搜索、檢證、被告人ノ勾留、被告人若ハ證人ノ訊問又ハ鑑定ノ處分ヲ豫審官ニ請求スルコトヲ得

請求ヲ受ケタル豫審官ノ處分ニ付テハ豫審ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百五條 豫審官前條ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官ニ送付スヘシ

第三百六條 海軍司法警察官捜査ヲ爲シタルトキハ長官ニ捜査ノ報告ヲ爲シ又ハ
検察官若ハ相當官署ニ事件ヲ送致スヘシ

検察官前項ノ規定ニ依リ報告書ノ送付ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ書類及ヒ證
據物ト共ニ之ヲ長官ニ提出スヘシ

第三百七條 檢察官捜査ヲ爲シタルトキハ書類及證據物ニ意見書ヲ添へ長官ニ搜
查ノ報告ヲ爲シ又管轄軍法會議ノ檢察官若ハ相當官署ニ事件ヲ送致スヘシ

第三百八條 長官捜査ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テハ檢察官ニ對シ左ノ命令ヲ爲
スヘシ

一 公訴ヲ提起スヘキモノト思料スルトキハ公訴提起ノ命令

二 豫審ニ附スルノ必要アリト思料スルトキハ豫審請求ノ命令

第三百九條 長官ハ前條ノ命令ヲ爲ササル場合ニ於テ被告事件其ノ軍法會議ノ管
轄ニ屬セサルモノナルトキ又ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬セサルモノナルトキハ檢
察官ニ對シ其ノ事件ヲ管轄軍法會議ノ檢察官又ハ相當官署ニ送致スヘキ旨ノ命
令ヲ爲スヘシ

檢察官被告事件ノ送致ヲ爲ス場合ニ於テ勾留セラレタル被告人ニ對シ勾留ヲ繼
續スル必要ナシト思料スルトキハ之ヲ釋放スヘシ

第三百十條 長官前二條ノ命令ヲ爲ササルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ告知スヘ
シ

第三百十一條 檢察官前條ノ規定ニ依ル告知ヲ受ケタルトキハ勾留シタル被告人
ハ速ニ之ヲ釋放シ押收シタル物ハ速ニ之ヲ還付スヘシ但シ必要ナル場合ニ於テ
ハ公訴ノ時效完成スルニ至ル迄之ヲ保管スルコトヲ得

第三百十二條 艦隊軍法會議ノ長官捜査ノ報告ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト
思料スルトキハ被告事件ヲ東京軍法會議、鎮守府軍法會議、要港部軍法會議又
ハ臨時軍法會議ノ長官ニ移送スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ事件ノ移送ヲ受ケタル長官ハ捜査ノ報告アリタルモノト看做
シ處分スヘシ

第三百九條第二項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル移送ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二節 豫審

第三百十三條 豫審ノ請求ハ檢察官ノ屬スル軍法會議ノ豫審官ニ之ヲ爲スヘシ

第三百十四條 同一事件ニ付數個ノ軍法會議ノ豫審官ニ豫審ノ請求アリタルトキ
ハ高等軍法會議ハ檢察官ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ其ノ豫審官中ヨリ豫審ヲ爲ス
ヘキ者ヲ指定スヘシ

前項ノ決定アリタルトキハ豫審官ハ書類及證據物ヲ指定セラレタル豫審官ニ送

第三百十五條 豫審ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

豫審ノ請求ハ急速ヲ要スル場合ニ限リ口頭又ハ豫定ノ符號ヲ用キタル電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得口頭又ハ電報ヲ以テ豫審ノ請求ヲ爲シタルトキハ之ヲ調書ニ記載シ豫審官錄事ト共ニ署名捺印スヘシ

第三百十六條 豫審ノ請求ヲ爲スニハ犯罪ノ事實ヲ示スヘシ

被告人分明ナルトキハ之ヲ指定スヘシ

被告人ノ指定ハ氏名ヲ以テシ氏名知レサルトキハ容貌、體格其ノ他ノ徵表ヲ以テスヘシ

豫審請求ノ後被告人分明ト爲リタルトキハ速ニ之ヲ指定シ豫審官ニ通知スヘシ

第三百十七條 豫審官ハ豫審中檢察官ノ指定セサル被告人ヲ發見シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢察官ノ指定ヲ待タス之ヲ被告人ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ通知スヘシ

第三百十八條 豫審官ハ豫審中被告人ニ他ノ犯罪アルコトヲ認知シタル場合ニ於テ急速ヲ要スルトキハ檢察官ノ請求ヲ待タス豫審處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ處分ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ檢察官ニ通知スヘシ

檢察官前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ意見ヲ附シ速ニ長官ニ報告スヘシ

第三百十九條 長官前條ノ報告ヲ受ケ豫審ノ必要アリト思料スルトキハ豫審ノ請求ヲ命スヘシ

豫審官檢察官ヨリ豫審ヲ請求セサル旨ノ通知ヲ受ケタルトキ又ハ前條ノ通知ヲ爲シタル時ヨリ四十八時間内ニ豫審ノ請求ナキトキハ其ノ處分ヲ繼續スルコトヲ得ス若シ被告人ヲ勾留シタルトキハ之ヲ釋放シ押收シタル物アルトキハ之ヲ還付スヘシ

第三百二十條 公訴ヲ受ケタル被告人ニ對シテハ同一事件ニ付豫審ヲ爲スコトヲ得ス

第三百二十一條 豫審官ハ豫審請求ノ手續其ノ規定ニ違ヒタル爲無效ナルトキ又ハ第三百三十四條、第三百三十九條若ハ第四百二條ノ規定ニ違反シテ豫審ヲ請求シタルトキハ豫審ノ請求ヲ却下スヘシ

第三百二十二條 豫審ハ事件カ公訴ヲ提起スヘキモノナリヤ否ヲ決スルニ必要ナル事項ヲ取調フルヲ以テ限度トス

公判ニ於テ取調ヘ難シト思料スル事項ニ付亦其ノ取調ヲ爲スヘシ

第三百二十三條 豫審官ハ公務所ニ照會シ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第三百二十四條 豫審官ハ被告人ヲ訊問スヘシ

豫審官ハ被告人所在ニ就キ之ヲ訊問スルコトヲ得

第三百二十五條 豫審官ハ豫審終了前被告人ニ對シ嫌疑ヲ受ケタル原由ヲ告知シ辯解ヲ爲サシムヘシ但シ被告人正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百二十六條 豫審官ハ豫審處分ノ一部ニ付其ノ軍法會議ノ豫審官ニ補助ヲ求ムル事ヲ得

第三百二十七條 檢察官及ヒ被告人ハ豫審中何時ニテモ必要ナル豫審處分ヲ豫審官ニ請求スルコトヲ得

検察官ハ豫審中何時ニテモ書類及證據物ヲ閱覽スルコトヲ得

第三百二十八條 豫審官ハ左ニ記載シタル場合ニ於テハ檢察官ノ意見ヲ聽キ豫審手續ヲ中止スルコトヲ得

一 被告人分明ナラサルトキ

二 被告人ノ所在分明ナラサルトキ

三 被告人心神喪失ノ状態ニ在ルトキ

第三百二十九條 豫審中ノ事件ニ付高等軍法會議ノ管轄ニ屬スルモノトシテ高等軍法會議ノ檢察官ヨリ豫審ノ請求アリタルトキハ豫審官ハ豫審手續ヲ止ムヘシ

第三百三十條 豫審官被告事件ニ付取調ヲ終了シタリト思料シタルトキハ書類及證據物ヲ檢察官ニ送付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ檢察官事項ヲ指示シテ取調ヲ請求シタルトキハ豫審官ハ更ニ其ノ取調ヲ爲シ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官ニ送付スヘシ

第三百三十一條 檢察官前條ノ規定ニ依リ書類及ヒ證據物ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ニ意見書ヲ添ヘ長官ニ豫審終了ノ報告ヲ爲スヘシ

第三百三十二條 長官前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ檢察官ニ對シ左ノ命令ヲ爲スヘシ

一 公訴ヲ提起スヘキモノト思料スルトキハ公訴提起ノ命令

二 不起訴ノ處分ヲ爲スヘキモノト思料スルトキハ不起訴處分ノ命令

三 被告事件其ノ軍法會議ノ管轄ニ屬セサルモノナルトキ又ハ軍法會議ノ裁判權ニ屬セサルモノナルトキハ事件送致ノ命令

檢察官前項第一號又ハ第二號ノ命令ニ依リ公訴提起又ハ不起訴處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ豫審官及被告人ニ通知スヘシ

第三百三十三條 第三百十二條ノ規定ハ艦隊軍法會議ノ長官第三百三十一條ノ報告ヲ受ケタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十四條 被告人ニ對シ不起訴處分ヲ爲シタル場合ニ於テハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ非サレハ同一事件ニ付之ヲ豫審ノ被告人ト爲シ又ハ之ニ對シ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス

第三百三十五條 檢察官不起訴處分ヲ爲シタルトキハ直ニ被告人ヲ釋放スヘシ
 第三百三十六條 檢察官不起訴處分ヲ爲シタルトキハ直ニ押收物ヲ還付スヘシ但
 シ必要アル場合ニ於テハ公訴ノ時效完成スルニ至ル迄之ヲ還付セサルコトヲ得
 押收シタル贓物ニシテ被害者ニ還付スヘキ理由明瞭ナルモノハ之ヲ被害者ニ還
 付スヘシ

前項ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ
 妨ケス

第三百三十七條 檢察官事件送致ノ命令ヲ受ケタルトキハ事件ヲ管轄軍法會議ノ
 檢察官又ハ相當官署ニ送致スヘシ

前項ノ場合ニ於テ勾留セラレタル被告人ニ對シ勾留ヲ繼續スル必要ナシト思料
 スルトキハ之ヲ釋放スヘシ

第三百三十八條 檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ豫審ノ請求ヲ取消スコトヲ得豫審ノ
 請求ヲ取消シタル場合ニ於テ被告人トシテ訊問ヲ受ケタル者アルトキハ其ノ旨
 ヲ之ニ通知スヘシ

豫審請求取消前ニ爲シタル處分ハ其ノ效力ヲ有ス

豫審請求ノ取消ニ付テハ第三百十五條ノ規定ヲ準用ス

第三百三十九條 第三百三十四條乃至第三百三十六條ノ規定ハ豫審ノ請求ヲ取消

シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十條 第三百八十一條及第三百八十三條ノ規定ハ豫審ニ之ヲ準用ス但
 シ同條中裁判長又ハ軍法會議トアルハ豫審官トス

第三節 公訴

第三百四十一條 公訴ハ檢察官ノ指定シタル以外ノ者ニ其ノ效力ヲ及ホサス
 第三百四十二條 檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ公訴ヲ取消スコトヲ得
 公訴ノ取消ハ書面ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第三百四十三條 時效ハ左ノ期間ヲ經過スルニ因リテ完成ス
 一 死刑ニ該ル罪ニ付テハ十五年
 二 無期ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ十年
 三 長期十年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ七年
 四 長期十年未満ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ニ付テハ五年
 五 長期五年未満ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ニ付テハ三年
 六 刑法第百八十五條ノ罪ニ付テハ六年
 七 拘留又ハ科料ニ該ル罪ニ付テハ六月

第三百四十四條 二以上ノ主刑ヲ併科シ又ハ二以上ノ主刑中其ノ一ヲ科スヘキ罪
 ノ時效ハ其ノ重キ刑ニ該ル罪ニ付定メタル期間ニ從フ

第三百四十五條 刑法ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スヘキ場合ニ於テハ時效ハ加重又ハ減輕セサル刑ニ該ル罪ニ付定メタル期間ニ從フ

第三百四十六條 時效ハ犯罪行爲ノ終リタル時ヨリ總テノ共犯ニ對シテ時效ノ期間ヲ起算ス

數人共犯ノ場合ニ於テハ最終ノ行爲アリタル時ヨリ總テノ共犯ニ對シテ時效ノ期間ヲ起算ス

第三百四十七條 時效ハ公訴ノ提起、豫審ノ請求、公判若ハ豫審ノ處分又ハ第三百四條ニ定メタル豫審官ノ處分ニ因リ中斷ス

共犯ノ一人ニ對シテ爲シタル手續ニ因ル時效ノ中斷ハ他ノ共犯ニ對シ效力ヲ有ス

第三百四十八條 時效ハ中斷ノ事由ノ終了シタル時ヨリ更ニ進行ス

第三百四十九條 時效ハ第三百二十八條第三號ノ規定ニ依リ豫審手續ヲ中止シ又ハ第三百九十八條ノ規定ニ依リ公判手續ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

第三百五十條 公訴提起ノ命令ハ書面ニ依リ之ヲ爲ス

公訴提起ノ命令ヲ爲スニハ被告人ヲ指定シ犯罪事實ヲ示スヘシ

第三百五十一條 公訴ノ提起ハ公訴狀ニ依リ之ヲ爲ス

第三百五十二條 公訴ヲ提起スルニハ被告人ヲ指定シ犯罪ノ事實及罪名ヲ示スヘシ

シ

第三百五十三條 告訴ニ係ル事件ニ付公訴ヲ提起シ若ハ之ヲ提起セス又ハ其ノ事件ヲ他ノ軍法會議ノ檢察官若ハ相當官署ニ送致シタルトキハ檢察官ハ速ニ其ノ旨ヲ告訴人ニ通知スヘシ

第四節 公判

第三百五十四條 裁判長ハ公判期日ヲ定ムヘシ

期日ニハ被告人辯護人及補佐人ヲ召喚スヘシ

第一百四十一條及第百五十四條ノ規定ハ辯護人及補佐人ノ召喚ニ之ヲ準用ス

期日ハ之ヲ檢察官ニ通知スヘシ

第三百五十五條 第一回ノ期日ト被告人ニ對スル召喚狀ノ送達トノ間ニハ少クトモ三日ノ猶豫期間ヲ存スヘシ但シ特設軍法會議ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

被告人異議ナキトキハ前項ノ猶豫期間ヲ存セサルコトヲ得

第三百五十六條 裁判長ハ期日ヲ變更スルコトヲ得

期日ノ變更ニ關スル請求ヲ却下スル命令ハ之ヲ送達スルコトヲ要セス

第三百五十七條 軍法會議ハ第一回ノ期日ニ於ケル取調準備ノ爲期日前被告人ノ訊問ヲ爲シ又ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百五十八條 軍法會議ハ第一回ノ期日ニ於ケル取調ノ爲期日前證據物若ハ證據書類ノ提出ヲ命シ又ハ證人、鑑定人、通事若ハ翻譯人ニ對シ期日ニ出頭スヘ

キ旨ノ召喚ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ召喚スル證人、鑑定人、通事又ハ翻譯人ノ氏名ハ直ニ之ヲ訴訟關係人ニ通知スヘシ

検察官、被告人又ハ辯護人ハ第一項ノ處分ヲ軍法會議ニ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ却下スルトキハ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

前四項ノ規定ハ第二回以後ノ期日ニ於ケル取調ニ關シ之ヲ準用ス

第三百五十九條 檢察官、被告人又ハ辯護人ハ期日前證據物又ハ證據書類ヲ軍法會議ニ提出スルコトヲ得

第三百六十條 軍法會議ハ證人疾病其ノ他ノ事由ニ因リ期日ニ出頭スルコト能ハスト思料スルトキハ期日前之ヲ訊問シ又ハ受命裁判官ヲシテ訊問セシムルコトヲ得

検察官及辯護人ハ前項ノ訊問ニ立會フコトヲ得

第二百八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百六十一條 軍法會議ハ急速ヲ要スル場合ニ於テハ期日前鑑定若ハ翻譯ヲ爲サシメ又ハ押收、搜索若ハ檢證ヲ爲スコトヲ得

第三百六十二條 軍法會議ハ期日前公務所ニ照會シ必要ナル事項ノ報告ヲ求ムルコトヲ得

第三百六十三條 期日ニ於ケル取調ハ公判廷ニ於テ之ヲ爲ス

公判廷ハ裁判官、檢察官及錄事列席シテ之テ開ク

第三百六十四條 公判數日引續クヘキ見込アル事件ニ付テハ長官ハ判士一人又ハ二人ニ補充裁判官ヲ命シ公判ニ立會ハシムルコトヲ得

補充裁判官ハ其ノ官等被告人ヨリ下ルコトヲ得ス

裁判長以外ノ判士疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ干與スルコトヲ得サル場合ニ於テハ裁判長ハ第四十九條又ハ第五十二条乃至第五十五条ニ規定スル區別ニ拘ラス補充裁判官ヲシテ之ニ代ラシムヘシ

第三百六十五條 被告人期日ニ出頭セサルトキハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外開廷スルコトヲ得ス

第三百六十六條 罰金以下ノ刑ニ該ル事件ノ被告人ハ代人ヲシテ出頭セシムルコトヲ得但シ軍法會議ハ本人ノ出廷ヲ命スルコトヲ得

第三百六十七條 被告人ハ公判廷ニ於テ身體ノ拘束ヲ受クルコトナシ但シ之ニ看守者ヲ附スルコトヲ得

第三百六十八條 被告人ハ裁判長ノ許可アルニ非サレハ退廷スルコトヲ得ス

裁判長ハ被告人ヲシテ在廷セシムル爲相當ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第三百六十九條 死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル事件ニ付

テハ辯護人ナクシテ開廷スルコトヲ得ス但シ判決ノ宣告ヲ爲ス場合ハ此ノ限り在ラス

辯護人出廷セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ裁判長ハ職權ヲ以テ辯護人ヲ附スヘシ

第三百七十條 左ノ場合ニ於テ辯護人出廷セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ検察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ辯護人ヲ附スルコトヲ得

一 被告人心神喪失者又ハ心神耗弱者タル疑アルトキ

二 被告人聾者又ハ啞者ナルトキ

三 其ノ他必要ト認メタルトキ

第三百七十一條 前二條ノ規定ニ依リ附スヘキ辯護人ハ第八十八條ニ記載シタル者ヨリ裁判長之ヲ選任スヘシ

被告人ノ利害相反セサルトキハ同一ノ辯護人ヲシテ數人ノ辯護ヲ爲サシムルコトヲ得

第三百七十二條 前三條ノ規定ハ特設軍法會議ニ付テハ之ヲ適用セス

第三百七十三條 辯論ハ之ヲ公開ス

第三百七十四條 安寧秩序若ハ風俗ヲ害シ又軍事上ノ利益ヲ害スル虞アルトキハ辯論ノ公開ヲ停ムル決定ヲ爲スコトヲ得

第三百七十五條 辯論ノ公開ヲ停ムル決定アリタルトキハ公衆ヲ退廷セシムル前裁判長ハ其ノ決定ヲ理由ト共ニ宣告スヘシ

第三百七十六條 裁判長ハ公開ヲ停メタルトキト雖入廷セシムルヲ至當ト認ムル者ノ入廷ヲ許スコトヲ得

第三百七十七條 裁判長ハ被告人ノ部下ニ屬スル者又ハ被告人ヨリ官等、等級ハ階級ノ下ナル第一條第一項第一號ニ記載シタル者ノ入廷ヲ禁シ又ハ其ノ退廷ヲ命スルコトヲ得

第三百七十八條 裁判長ハ婦女、兒童又ハ相當ナル衣服ヲ著セサル者ノ入廷ヲ禁シ又ハ其ノ退廷ヲ命スルコトヲ得

第三百七十九條 前二條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ處分及理由ヲ公判調書ニ記載スヘシ

第三百八十條 開廷中ノ秩序ノ維持ハ裁判長之ヲ行フ

第三百八十一條 裁判長ハ辯論ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ法廷ヨリ退カシムルコトヲ得

裁判長ハ前項ニ記載シタル者ノ行狀ニ依リ閉廷ニ至ル迄之ヲ留置スルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ軍法會議ハ決定ヲ以テ五十圓以下ノ科料ニ處スルコトヲ得

第三百八十二條 裁判長ハ不當ノ言語ヲ用キル辯護人ニ對シ同一事件ニ付引續キ

陳述スルコトヲ禁スルコトヲ得

第三百八十三條 前二條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ處分及理由ヲ公判調書ニ記載スヘシ

前項ノ場合ニ於テ懲戒處分ニ付スヘキモノト思料スルトキハ裁判長ハ公判調書ノ寫ヲ添へ其ノ旨ヲ相當官署ニ通知スヘシ

第三百八十四條 辯論ノ指揮ハ裁判長之ヲ行フ

第三百八十五條 事實ノ認定ハ證據ニ依ル

第三百八十六條 證據ノ證明力ハ裁判官ノ自由ナル判断ニ任ス

第三百八十七條 被告人ノ訊問及證據調ハ裁判長之ヲ爲スヘシ

裁判長以外ノ裁判官ハ裁判長ニ告ケ被告人、證人又ハ鑑定人ヲ訊問スルコトヲ得

検察官被告人又ハ辯護人ハ必要トスル事項ニ付被告人、證人又ハ鑑定人ヲ訊問スヘキコトヲ裁判長ニ請求スルコトヲ得

第三百八十八條 裁判長ハ共同被告人、證人其ノ他ノ者被告人ノ面前ニ於テ十分ナル供述ヲ爲スコトヲ得サルヘシト思料スルトキハ其ノ供述中被告人ヲ退廷セシムルコトヲ得供述終リタルトキハ被告人ヲ入廷セシメ供述ノ要旨ヲ告クヘシ

第三百八十九條 證據書類ハ裁判長之ヲ朗讀シ若ハ其ノ要旨ヲ告ケ又ハ錄事ヲシ

テ之ヲ朗讀セシムヘシ

證據物ハ裁判長之ヲ被告人ニ示スヘシ

第三百九十條 期日前訴訟關係人ヨリ提出シタル證據物又ハ證據書類ハ公判廷ニ於テ之ヲ取調フヘシ第三百六十條又ハ第三百六十一條ノ規定ニ依リ集取シタルモノ亦同シ但シ訴訟關係人異議ナキモノハ之ヲ取調ヘサルコトヲ得

第三百九十一條 證據調ノ請求ヲ却下スルトキハ決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

新期日ノ指定其ノ他別段ノ手續ヲ必要トスル證據調ハ決定ニ依リ之ヲ爲スヘシ
第三百九十二條 裁判長被告人ニ對シ第百八十六條ノ訊問ヲ爲シタル後檢察官ハ被告人事件ノ要旨ヲ陳述スヘシ

前項ノ陳述終リタルトキハ裁判長ハ被告人ノ訊問及證據調ヲ爲スヘシ

第三百九十三條 裁判長ハ各個ノ證據ニ付取調ヲ終ヘタル毎ニ被告人ニ意見アリ、ヤ否ヲ問フヘシ

裁判長ハ被告人ニ對シ其ノ利益トナルヘキ證據ヲ差出スコトヲ得ヘキ旨ヲ告クヘシ

第三百九十四條 證據調終リタル後檢察官ハ事實及法律ノ適用ニ付意見ヲ陳述スヘシ
被告人及辯護人ハ意見ヲ陳述スルコトヲ得

辯論ノ最終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ陳述セシムヘシ

第三百九十五條 軍法會議ハ必要アル場合ニ於テハ辯論ヲ再開スルコトヲ得
 第三百九十六條 軍法會議ハ計算其ノ他繁雜ナル事項ニ付公判廷ニ於テ取調フル
 コトヲ不便トスルトキハ受命裁判官ヲシテ其ノ取調ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ取調ヲ爲ス場合ニ於テハ受命裁判官ハ豫審官ト同一ノ權ヲ有ス

受命裁判官ハ取調ノ結果ニ付報告ヲ爲スヘシ

第三百九十七條 裁判長ハ裁判官ノ一人ヲシテ被告人ノ訊問、證據調又ハ辯論ノ指揮ニ關スル事項ヲ行ハシムルコトヲ得

第三百九十八條 被告人心神喪失ノ状態ニ在ルトキハ検察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ其ノ状態ノ繼續スル間公判手續ヲ停止スヘシ

被告人疾病ニ因リテ出廷スルコト能ハサルトキハ検察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ出廷スルコトヲ得ルニ至ル迄公判手續ヲ停止スヘシ

第三百六十六條ノ規定ニ依リ代入ヲ出廷セシメタル場合ニ於テハ前二項ノ規定ヲ適用セス

第三百九十九條 開廷後被告人ノ心神喪失ニ因リ公判手續ヲ停止シ又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ引續キ十五日以上開廷セサリシ場合ニ於テハ辯論ヲ更新スヘシ

第四百條 開廷後裁判官ノ更迭アリタルトキハ辯論ヲ更新スヘシ但シ判決ノ宣

告ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百一條 左ノ場合ニ於テハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ

- 一 公訴ノ取消アリタルトキ
- 二 被告人死亡シタルトキ

三 第二十四條又ハ第二十五條ノ規定ニ依リ審判ヲ爲スヘカラサルトキ

第四百二條 公訴ノ取消ニ依リ公訴棄却ノ決定アリタルトキハ再ヒ公訴ヲ提起シ又ハ豫審ヲ請求スルコトヲ得ス

第四百三條 被告事件軍法會議ノ管轄ニ屬セサルトキハ判決ヲ以テ管轄違ノ言渡ヲ爲スヘシ

第四百四條 被告事件ニ付犯罪ノ證明アリタルトキハ判決ヲ以テ刑ノ言渡ヲ爲スヘシ

刑ノ執行猶豫ノ言渡ハ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四百五條 被告事件罪ト爲ラス又ハ犯罪ノ證明ナキトキハ判決ヲ以テ無罪ノ言渡ヲ爲スヘシ

第四百六條 左ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ免訴ノ言渡ヲ爲スヘシ

一 確定判決ヲ經タルトキ

二 犯罪後ノ法令ニ因リ刑ノ廢止アリタルトキ

三 刑ヲ免除スヘキトキ

四 大赦アリタルトキ

五 時效完成シタルトキ

第四百七條 左ノ場合ニ於テハ判決ヲ以テ公訴棄却ノ言渡ヲ爲スヘシ
一 長官ノ命令ナクシテ公訴ヲ提起シタルトキ

二 公訴提起ノ手續其ノ規定ニ違ヒタル爲無効ナルトキ

三 第三百三十四條、第三百三十九條又ハ第四百二條ノ規定ニ違反シテ公訴ヲ提起シタルトキ

四 告訴又ハ請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付告訴又ハ請求ノ取消アリタルトキ

キ

五 公訴ノ提起アリタル事件ニ付更ニ同一軍法會議ニ公訴ヲ提起シタルトキ

六 被告人ニ對シテ裁判權ヲ有セサルトキ

第四百八條 被告人陳述ヲ肯セス若ハ許可ヲ受ケシテ退廷シ又ハ秩序維持ノ爲裁判長ヨリ退廷ヲ命セラレタルトキハ其ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得

第四百九條 罰金以下ノ刑ニ該ルモノ又ハ罰金以下ノ刑ニ處スヘキモノト認ムル事件ニ付被告人出廷セサルトキハ其ノ後ノ取調ニ因リ禁錮以上ノ刑ニ處スヘキ

モノト認ムル場合ヲ除クノ外被告人ノ陳述ヲ聽カスシテ判決ヲ爲スコトヲ得
第四百十條 辯論終結ノ後ハ被告人出廷セスト雖宣告ニ依リ判決ヲ告知ス

第四百十一條 判決ノ宣告ハ公開シテ之ヲ爲ス但シ辯論ノ公開ヲ停メタル事件ニ付テハ決定ヲ以テ理由ノ告知ニ限り公開セスシテ之ヲ爲スコトヲ得

第三百七十五條ノ規定ハ前項ノ決定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百十二條 無罪、免訴、刑ノ執行猶豫、公訴棄却、管轄違又ハ罰金若ハ科料ノ言渡ヲ爲シタルトキハ其ノ事件ニ付勾留セラレタル被告人ニ對シ放免ノ言渡アリタルモノトス

公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ軍法會議ハ前ニ發シタル勾留状ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ發スルコトヲ得

勾留状ヲ存シ又ハ新ニ之ヲ爲シタル事件ニ付三日内ニ公訴ヲ提起セス又ハ管轄軍法會議ノ檢察官ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢察官ハ直ニ被告人ヲ釋放スヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢察官五日内ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ

第四百十三條 押收シタル物ニ付沒收ノ言渡ナキトキハ押收ヲ解ク言渡アリタルモノトス

公訴棄却又ハ管轄違ノ言渡ヲ爲ス場合ニ於テハ軍法會議ハ押收ヲ存續スルコトヲ得

押收ヲ存續シタル事件ニ付三日内ニ公訴ヲ提起セヌ又ハ管轄軍法會議ノ檢察官ニ事件ヲ送致セサルトキハ檢察官ハ其ノ押收ヲ解クヘシ被告事件ノ送致ヲ受ケタル檢察官五日内ニ公訴ヲ提起セサルトキ亦同シ

第四百十四條 押收シタル贓物ニシテ被害者ニ還付スヘキ理由明瞭ナルトキハ之ヲ被害者ニ還付スル言渡ヲ爲スヘシ

贓物ノ對價トシテ得タル物ニ付被害者ヨリ交付ヲ請求シタルトキハ前項ノ例ニ依ル

假ニ還付シタル物ニ付別段ノ言渡ナキトキハ還付ノ言渡アリタルモノトス
第四百十五條 犯罪ニ依リ生シタル損害ニ付被害者ヨリ被告人ニ對シ其ノ回復ヲ請求シタル場合ニ於テ被告事件ノ取調ニ因リ其ノ請求ヲ相當ナリト認メタルトキハ被告人異議ナキトキニ限り其ノ請求ニ應スヘキ旨ノ言渡ヲ爲スコトヲ得
第四百十六條 前二條ノ規定ハ民事訴訟ノ手續ニ從ヒ利害關係人ヨリ其ノ權利ヲ主張スルコトヲ妨ヶス

第四百十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消スヘキ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地若ハ所屬部隊ノ軍法會議ノ檢察官其ノ軍法會議ニ請求ヲ爲スヘシ但シ高等軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲シタル事件ニ付テハ高等軍法會議ノ檢察官高等軍法會議ニ請求ヲ爲スヘシ

第二十七條ノ規定ニ依リ審判ヲ爲シタル事件ニ付テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ高等軍法會議ニ前項ノ請求ヲ爲スヘシ
前二項ノ請求アリタルトキハ軍法會議ハ被告人又ハ其ノ代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

第四百十八條 刑法第五十二條又ハ第五十八條ノ規定ニ依リ刑ヲ定ムヘキ場合ニ於テハ其ノ犯罪事實ニ付最終ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ノ檢察官其ノ軍法會議ニ請求ヲ爲スヘシ
軍法會議前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ被告人又ハ其ノ代理人ノ意見ヲ聽キ決定ヲ爲スヘシ

第四百十九條 本節中審判ノ公開ニ關スル規定ハ之ヲ特設軍法會議ノ訴訟手續ニ適用セス

第三章 上告及非常上告

第四百二十條 上告ハ東京軍法會議、鎮守府軍法會議又ハ要港部軍法會議ノ判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

第四百二十一條 上告ハ判決ノ一部ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得其ノ部分ヲ限ラサルトキハ判決ノ全部ニ對シテ爲シタルモノトス

第四百二十二条 上告ハ検察官又ハ被告人之ヲ爲スコトヲ得
第四百二十三条 被告人ノ法定代理人、保佐人又ハ夫ハ被告人ノ爲獨立シテ上告
ヲ爲スコトヲ得

第四百二十四條 原審ノ辯護人又ハ代人ハ被告人ノ爲上告ヲ爲スコトヲ得但シ被
告人ノ明示シタル意思ニ反スルコトヲ得ス

第四百二十五條 上告ハ法令違反ヲ理由トスルトキニ限り之ヲ爲スコトヲ得
第四百二十六條 左ノ場合ニ於テハ常ニ上告ノ理由アルモノトス

- 一 法律ニ從ヒ軍法會議ヲ構成セサリシトキ
- 二 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラルヘキ裁判官審判ニ干與シタルトキ
- 三 審理ニ干與セサリン裁判官判決ニ干與シタルトキ
- 四 軍法會議不當ニ管轄又ハ管轄違ヲ認メタルトキ
- 五 軍法會議不當ニ公訴ヲ受理シ又ハ之ヲ棄却シタルトキ
- 六 審判ノ公開ニ關スル規定ニ違ヒタルトキ
- 七 法律ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外被告人ノ出廷ナクシテ審判ヲ爲シタルトキ
- 八 公判廷ニ於テ被告人ノ身體ヲ拘束シタルトキ
- 九 法律ニ依リ辯護人ヲ要スル事件又ハ決定ニ依リ辯護人ヲ附シタル事件ニ付
ササリシトキ

其ノ出廷ナクシテ審判ヲ爲シタルトキ

- 十 檢察官ノ爲ス被告事件ノ陳述ヲ聽カスシテ審判ヲ爲シタルトキ
- 十一 法律ニ依リ公判ニ於テ取調フヘキ證據ノ取調ヲ爲ササリシトキ
- 十二 公判ニ於テ爲シタル證據調ノ請求ニ付決定ヲ爲スヘキ場合ニ於テ之ヲ爲
ササリシトキ
- 十三 法律ニ依リ公判手續ヲ停止又ハ更新スヘキ事由アル場合ニ於テ之ヲ停止
又ハ更新セサリシトキ
- 十四 辨論ノ最終ニ被告人又ハ辯護人ヲシテ陳述ヲ爲サシメサリシトキ
- 十五 請求ヲ受ケタル事項ニ付判決ヲ爲サス又ハ請求ヲ受ケサル事項ニ付判決
ヲ爲シタルトキ
- 十六 判決ニ理由ヲ附セス又ハ理由ニ齟齬アルトキ
- 十七 判決書ニ裁判官ノ署名若ハ捺印又ハ契印ヲ缺キタルトキ
- 第四百二十七条 前條ノ場合ヲ除クノ外法令ニ違反シタルコトアリト雖判決ニ影
響ヲ及ホササルコト明白ナルトキハ之ヲ上告ノ理由ト爲スコトヲ得ス
- 第四百二十八条 判決アリタル後刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦アリタルトキハ之ヲ
上告ノ理由ト爲スコトヲ得
- 第四百二十九條 上告ノ提起期間ハ三日トス

前項ノ期間ハ判決告知ノ時ヲ以テ始ル

第四百三十條 檢察官又ハ被告人ハ上告ノ拠棄又ハ取下ヲ爲スコトヲ得但シ被告人ハ第四百二十三條ニ記載シタル者ノ同意ヲ得ルニ非サレハ拠棄又ハ取下ヲ爲スコトヲ得ス

第四百三十一條 第四百二十三條ニ記載シタル者ハ被告人ノ同意ヲ得テ上告ノ取下ヲ爲スコトヲ得

第四百三十二條 上告ハ對手人ノ同意アルニ非サレハ之ヲ取下クルコトヲ得

第四百三十三條 上告ノ拠棄ノ申立ハ原軍法會議ニ之ヲ爲スヘシ

上告取下ノ申立ハ高等軍法會議ニ之ヲ爲スヘシ但シ書類ヲ高等軍法會議ノ檢察官ニ送付スル前上告ノ取下ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ申立書ヲ原軍法會議ニ差出スコトヲ得

第四百三十四條 上告ノ拠棄又ハ取下ノ申立ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ公判廷ニ於テハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ申立ヲ公判調書ニ記載スヘシ

第四百三十五條 上告ノ拠棄又ハ取下ヲ爲シタル者ハ上告權ヲ喪失ス

第四百三十六條 第四百二十二條乃至第四百二十四條ニ記載シタル者自己又ハ代理人ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ由リ上告ノ提起期間内ニ上告ヲ爲スコト能ハサ

リシトキハ原軍法會議ニ上告權回復ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四百三十七條 上告權回復ノ請求ハ事由ノ止ミタル時ヨリ三日内ニ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

上告權回復ノ原因タル事實ハ之ヲ疏明スヘシ

上告權回復ノ請求ヲ爲ス者ハ其ノ請求ト同時ニ原軍法會議ニ上告ノ申立書ヲ差出スヘシ

第四百三十八條 原軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ上告權回復ノ請求ヲ許スヘキカ否ヲ決定スヘシ

第四百三十九條 上告權回復ノ請求アリタルトキハ前條ノ決定ヲ爲ス迄裁判ノ執行ヲ停止スル決定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ裁判ノ執行ヲ停止スル決定ヲ爲ストキハ被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スルコトヲ得

第四百四十條 上告ヲ爲スニハ申立書ヲ原軍法會議ニ差出スヘシ

第四百四十一條 監獄ニ在ル者上告ヲ爲スニハ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ヲ經由シテ其ノ申立書ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テ上告ノ提起期間内ニ申立書ヲ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ニ差出シタルトキハ上告申立ノ效力ヲ生ス

監獄ニ在ル者自ラ申立書ヲ作ルコト能ハサルトキハ監獄ノ長又ハ其ノ代理者ハ

之ヲ代書シ又ハ所屬官吏ヲシテ之ヲ代書セシムヘシ

監獄ノ長又ハ其ノ代理者ハ原軍法會議ニ申立書ヲ送付シ且之ヲ受取リタル年月
日時ヲ通知スヘシ

第四百四十二條 前條ノ規定ハ上告ノ拠棄若ハ取下又ハ上告權回復ノ請求ヲ爲ス
場合ニ之ヲ準用ス

第四百四十三條 上告ノ申立、拠棄若ハ取下又ハ上告權回復ノ請求アリタルトキ
ハ錄事ハ速ニ之ヲ對手人ニ通知スヘシ

第四百四十四條 上告ノ申立法律上ノ方式ニ違ヒ又ハ上告權消滅後ニ爲シタルモ
ノナルトキハ原軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百四十五條 前條ノ場合ヲ除クノ外原軍法會議ハ書類ヲ其ノ軍法會議ノ檢察
官ニ送付シ檢察官ハ之ヲ高等軍法會議ノ檢察官ニ送付スヘシ

高等軍法會議ノ檢察官ハ書類ヲ其ノ軍法會議ニ送付スヘシ

第四百四十六條 高等軍法會議ハ遲クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ三十日前ニ
其ノ期日ヲ上告人及對手人ニ通知スヘシ

最初ニ公判期日ヲ定ムル前辯護人ノ選任アリタルトキハ被告人ニ對スル前項ノ
通知ハ辯護人ニ對シ之ヲ爲スヘシ

第四百四十七條 上告人ハ遲クトモ最初ニ定メタル公判期日ノ十四日前ニ上告趣
スヘシ

意書ヲ高等軍法會議ニ差出スヘシ

第四百四十八條 上告ノ對手人ハ最初ニ定メタル公判期日ノ十四日前迄上告ヲ爲
スコトヲ得

前項ノ上告ハ上告趣意書ヲ高等軍法會議ニ差出スニ依リテ之ヲ爲ス

第四百四十九條 上告趣意書ニハ法令違反ノ理由ヲ明示スヘシ

訴訟手續ニ違反スルコトヲ理由トスル場合ニ於テハ尙違反ニ關スル事實ヲ表示
スヘシ

第四百五十條 高等軍法會議上告趣意書ヲ受取リタルトキハ速ニ其ノ謄本ヲ對
手人ニ送達スヘシ

第四百五十一條 上告人期間内ニ上告趣意書ヲ差出ササルトキハ高等軍法會議ハ
檢察官ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ上告ヲ棄却スヘシ

第四百五十二條 上告ノ對手人ハ上告趣意書ノ謄本ノ送達ヲ受ケタル日ヨリ十日
内ニ答辯書ヲ高等軍法會議ニ差出スコトヲ得

檢察官對手人ナルトキハ重要ト認ムル上告ノ理由ニ付答辯書ヲ差出スヘシ

高等軍法會議答辯書ヲ受取リタルトキハ速ニ其ノ謄本ヲ上告人ニ送達スヘシ

第四百五十三條 裁判長ハ受命裁判官ヲシテ上告申立書、上告趣意書及答辯書ヲ
閱シテ報告書ヲ作ラシムルコトヲ得

第四百五十四條 上告ノ審判ニ於テハ被告人ノ爲ニスル辯論ハ辯護人ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百五十五條 期日ニハ受命裁判官ハ辯護前報告書ヲ朗讀スヘシ

検察官及辯護人ハ上告趣意書ニ基キ辯論ヲ爲スヘシ

第四百五十六條 辯護人出廷セサルトキ又ハ辯護人ノ選任ナキトキハ法律ニ依リ辯護人ヲ要スル場合又ハ決定ニ依リ辯護人ヲ附シタル場合ヲ除クノ外検察官ノ陳述ヲ聽キ判決ヲ爲スヘシ

第四百五十七條 高等軍法會議ハ上告趣意書ニ包含セラレタル事項ニ限り調査ヲ爲スヘシ

軍法會議ノ管轄、公訴ノ受理及原判決ニ依リ定リタル事實ニ對スル法令ノ適用ノ當否ニ付テハ職權ヲ以テ調査ヲ爲スコトヲ得原判決アリタル後ニ於ケル刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦ニ付亦同シ

第四百五十八條 高等軍法會議ハ軍法會議ノ管轄、公訴ノ受理及訴訟手續ノ當否ニ關シテハ事實ノ取調ヲ爲スコトヲ得

前項ノ取調ハ受命裁判官ヲシテ之ヲ爲サシメ又ハ他ノ軍法會議ノ豫審官ニ之ヲ嘱託スルコトヲ得

第四百五十九條 上告ノ申立法律上ノ方式ニ違ヒ又ハ上告權消滅後ニ爲シタルモ

ノナルトキハ高等軍法會議ハ判決ヲ以テ上告ヲ棄却スヘシ

第四百六十條 高等軍法會議上告ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ

第四百六十一條 高等軍法會議上告ヲ理由アリトスルトキハ判決ヲ以テ原判決ヲ破毀スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ其ノ事件ヲ原軍法會議ニ差戻シ又ハ原軍法會議以外ノ東京軍法會議、鎮守府軍法會議若ハ要港部軍法會議ニ移送スヘシ但シ別段ノ規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四百六十二條 法令ヲ適用セサルコト、法令ノ適用ヲ誤リタルコト、判決アリタル後刑ノ廢止若ハ變更又ハ大赦アリタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スル場合ニ於テ被告事件ノ事實原判決ニ依リ定リタルトキハ高等軍法會議ハ其ノ事件ニ付判決ヲ爲スヘシ不當ニ公訴ヲ受理シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキ亦同シ

第四百六十三條 不當ニ管轄達ヲ認メ又ハ公訴ヲ棄却シタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキハ判決ヲ以テ其ノ事件ヲ原軍法會議ニ差戻スヘシ

第四百六十四條 不當ニ管轄ヲ認メタルコトヲ理由トシテ原判決ヲ破毀スルトキハ判決ヲ以テ其ノ事件ヲ管轄軍法會議ニ移送スヘシ

第四百六十五條 上告ノ趣意及重要ナル答辯ノ要旨ハ之ヲ判決書ニ記載スヘシ
第四百六十六條 被告人上告ヲ爲シ又ハ被告人ノ利益ノ爲上告ヲ爲シタル事件ニ付テハ高等軍法會議ハ原判決ニ定メタル刑ヲ言渡スコトヲ得ス

第四百六十七條 原軍法會議不當ニ公訴棄却ノ決定ヲ爲ササリシトキハ高等軍法會議ハ決定ヲ以テ公訴ヲ棄却スヘシ

第四百六十八條 事件ノ差戻又ハ移送ヲ受ケタル軍法會議ハ其ノ事件ニ付高等軍法會議ノ表示シタル法律上ノ意見ニ羈束セラル

第四百六十九條 上告ノ審判ニ付テハ本章ニ規定シタルモノヲ除クノ外第二編第二章第四節ノ規定ヲ準用ス

第四百七十條 軍法會議ノ判決確定後其ノ判決法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタルモノナルコトヲ發見シタルトキハ高等軍法會議ノ長官ハ検察官ヲシテ高等軍法會議ニ非常上告ヲ爲サシムルコトヲ得

第四百七十一條 非常上告ヲ爲スニハ其ノ理由ヲ記載シタル申立書ヲ高等軍法會議ニ差出スヘシ

第四百七十二條 期日ニハ検察官ハ申立書ニ基キ陳述ヲ爲スヘシ

第四百七十三條 高等軍法會議非常上告ヲ理由ナシトスルトキハ判決ヲ以テ之ヲ

棄却スヘシ

第四百七十四條 高等軍法會議非常上告ヲ理由アリトスルトキハ原判決ヲ破毀シ更ニ判決ヲ爲スヘシ但シ原判決ニ定メタル刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スルコトヲ得ス

第四章 再 審

第四百七十五條 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲シタル確定判決ニ對シテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲之ヲ爲スコトヲ得

一 原判決ノ憑據ト爲リタル證據書類又ハ證據物確定判決ニ因リ偽造又ハ變造ナリシコト證明セラレタルトキ

二 原判決ノ憑據ト爲リタル證言、鑑定、通譯又ハ翻譯確定判決ニ因リ偽證又ハ虛偽ノ鑑定通譯若ハ翻譯ナリシコト證明セラレタルトキ

三 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヲ誣告シタル罪確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ誣告ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタルトキニ限ル

四 原判決ノ憑據ト爲シタル裁判確定裁判ニ因リ變更セラレタルトキ

五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ對シテ無罪又ハ免訴ヲ言渡スヘキ明確ナル證據又ハ原判決ニ於テ認メタル罪ヨリ輕キ罪ヲ認ムヘキ明確ナル證據ヲ新ニ發見シタルトキ

六 原判決ニ干與シタル裁判官、原判決ノ基礎ト爲ルヘキ取調ニ干與シタル裁

判官若ハ豫審官、豫審ニ干與シタル豫審官、検査若ハ公訴ノ提起ニ干與シタル檢察官又ハ第三百四條ノ規定ニ依リ検察官ノ請求ヲ受ケテ處分ヲ爲シタル豫審官被告事件ニ付職務ニ關スル罪ヲ犯シタルコト確定判決ニ因リ證明セラレタルトキ但シ原判決ヲ爲ス前裁判官、豫審官又ハ檢察官ニ對シテ公訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ原判決ヲ爲シタル軍法會議其ノ事實ヲ知ラサリシトキニ限ル

第四百七十六條 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ刑ノ言渡又ハ無罪、免訴若ハ公訴棄却ノ言渡ヲ爲シタル確定判決ニ對シテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲之ヲ爲スコトヲ得

一 前條第一號、第二號、第四號又ハ第六號ニ記載シタル原由アルトキ

二 無罪又ハ相當ノ罪ヨリ輕キ罪ニ付刑ノ言渡ヲ受ケタル者軍法會議又ハ軍法會議外ニ於テ自白シタルトキ

三 免訴又ハ公訴棄却ノ言渡ヲ受ケタル者軍法會議又ハ軍法會議外ニ於テ其ノ原由ナカリシコトヲ陳述シタルトキ

第四百七十七條 再審ノ請求ハ左ノ場合ニ於テ上告ヲ棄却シタル判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得

一 第四百五十八條ノ規定ニ依リ取調ヘタル事實ニ付第四百七十五條第一號、

第二號又ハ第四號ニ記載シタル原由アルトキ

二 原判決又ハ其ノ基礎ト爲ルヘキ取調ニ干與シタル裁判官又ハ豫審官ニ第四百七十五條第六號ニ記載シタル原由アルトキ

始審ノ確定判決ニ對シテ再審ヲ請求シタル事件ニ付再審ノ判決アリタル後ハ上告棄却ノ判決ニ對シテ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第四百七十八條 前三條ノ規定ニ從ヒ確定判決ニ因リ犯罪ノ證明セラレタルコトヲ再審ノ原由ト爲スヘキ場合ニ於テ其ノ犯罪ニ付公訴ヲ實行スルコト能ハサルトキハ其ノ事由及犯罪事實ヲ證明シテ再審ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第四百七十九條 再審ノ請求ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外原判決ヲ爲シタル軍法會議之ヲ管轄ス

第四百八十條 第四百六十二條ノ規定ニ依リ爲シタル判決ニ對スル再審ノ請求ハ左ノ場合ヲ除クノ外始審ノ判決ヲ爲シタル軍法會議之ヲ管轄ス

一 第四百五十八條ノ規定ニ依リ取調ヘタル事實ニ付第四百七十五條第一號、

第二號又ハ第四號ニ記載シタル原由アルトスルトキ

二 高等軍法會議ノ判決又ハ其ノ基礎ト爲ルヘキ取調ニ干與シタル裁判官又ハ豫審官ニ第四百七十五條第六號ニ記載シタル原由アルトスルトキ

第四百八十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ左ニ記載シタル者之ヲ爲スコトヲ得

一 管轄軍法會議ノ檢察官

二 刑ノ言渡ヲ受ケタル者

三 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ法定代理人、保佐人又ハ夫

四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ状態ニ在ル場合ニ於テハ其ノ配偶者、家督相續人、直系親族又ハ兄弟姉妹

第四百七十五條第六號又ハ第四百七十七條第一項第二號ノ場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ行爲ニ因リ罪ヲ犯スニ至ラシメタル場合ニ於テハ檢察官ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ管轄軍法會議ノ檢察官之ヲ爲スコトヲ得

第四百八十二條 檢察官ニ非サル者再審ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ辯護人ヲ選任スルコトヲ得但シ特設軍法會議ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依ル辯護人ノ選任ハ再審ノ判決アル迄其ノ效力ヲ有ス

第四百八十三條 再審ノ請求ハ刑ノ執行ヲ終ヘタルトキ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタルトキト雖之ヲ爲スコトヲ得

第四百八十四條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲ニスル再審ノ請求ハ判決確定後公訴ノ時效ニ付定メタル期間ヲ経過シタル後ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ス

第四百八十五條 再審ノ請求ハ刑ノ執行ヲ停止スル效力ヲ有セス但シ管轄軍法會議ノ檢察官ハ長官ノ命令ニ依リ再審ノ請求ニ付テノ決定アル迄刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四百八十六條 再審ノ請求ヲ爲スニハ其ノ趣意書ニ原判決ノ謄本及證據ヲ添へ之ヲ管轄軍法會議ニ差出スヘシ

第四百八十七條 再審ノ請求ハ之ヲ取下クルコトヲ得

第四百八十八條 第四百三十二條、第四百三十四條、第四百四十一條及第四百四十三條ノ規定ハ再審ノ請求及其ノ取下ニ之ヲ準用ス

第四百八十九條 第四百六十二條ノ規定ニ依リ爲シタル判決ニ對シテ高等軍法會議及始審ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ニ再審ノ請求アリタルトキハ高等軍法會議ハ決定ヲ以テ始審ノ判決ヲ爲シタル軍法會議ノ訴訟手續終了ニ至ル迄訴訟手續ヲ停止スヘシ始審ノ確定判決ト上告棄却ノ判決トニ對シテ再審ノ請求アリタルトキ亦同シ

第四百九十條 再審ノ請求法律上ノ方式ニ違ヒタルモノナルトキハ決定ヲ以テ

之ヲ棄却スヘシ

第四百九十一條 再審ノ請求ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ棄却スヘシ
第四百九十二條 再審ノ請求ヲ理由アリトスルトキハ再審開始ノ決定ヲ爲スヘシ
再審開始ノ決定ヲ爲シタルトキハ決定ヲ以テ刑ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第四百九十三條 第四百八十九條ノ場合ニ於テ始審ノ判決ヲ爲シタル軍法會議再審ノ請求ヲ受ケタル事件ニ付判決ヲ爲シタルトキハ高等軍法會議ハ決定ヲ以テ
再審ノ請求ヲ棄却スヘシ

第四百九十四條 再審開始ノ決定ヲ爲シタル事件ニ付テハ其ノ審級ニ從ヒ更ニ審
判ヲ爲スヘシ
ノ對手人ノ意見ヲ聽クヘシ但シ第四百八十一條第一項第三號ニ記載シタル者再
審ノ請求ヲ爲シタル場合ニ於テハ併セテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ意見ヲ聽クヘ
シ

第四百九十五條 再審開始ノ決定ヲ爲シタル事件ニ付テハ其ノ審級ニ從ヒ更ニ審
判ヲ爲スヘシ
第四百九十六條 死亡者又ハ回復ノ見込ナキ心神喪失ノ状態ニ在ル者ノ利益ノ爲
再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付テハ公判ヲ開カス檢察官及辯護人ノ意見ヲ聽キ
判決ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ再審ノ請求ヲ爲シタル者辯護人ヲ選任セサルト
キハ裁判長ハ第三百七十一條ノ規定ニ準シ職權ヲ以テ辯護人ヲ附スヘシ

刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲再審ノ請求ヲ爲シタル事件ニ付再審ノ判決ヲ
爲ス前刑ノ言渡ヲ受ケタル者死亡シ又ハ心神喪失ノ状態ニ在リテ回復ノ見込ナ
キニ至リタルトキ亦前項ニ同シ

前二項ノ規定中辯護人ニ關スルモノハ特設軍法會議ニ付テハ之ヲ適用セス

第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ爲シタル判決ニ對シテハ上告ヲ爲スコトヲ得ス
第四百九十七條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タリシ者ノ不利益ノ爲再審ノ
請求ヲ爲シタル事件ニ付再審判決ヲ爲ス前刑ノ言渡ヲ受ケタル者又ハ被告人タ
リシ者死亡シタルトキハ再審ノ請求及其ノ請求ニ付爲シタル決定ハ其ノ效力ヲ
失フ

第四百九十八條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ利益ノ爲シタル再審ニ於テハ原判決
ニ於テ言渡シタル刑ヨリ重キ刑ヲ言渡スコトヲ得ス

第四百九十九條 再審ニ於テ無罪ヲ言渡シタル判決確定シタルトキハ官報ヲ以
テ其ノ判決ヲ公示スヘシ

第五章 裁判ノ執行

第五百條 裁判ハ確定シタル後之ヲ執行ス

第五百一條 裁判ノ執行ハ其ノ裁判ヲ爲シタル軍法會議ノ檢察官又ハ其ノ裁判ヲ

爲シタル豫審官ノ屬スル軍法會議ノ検察官之ヲ指揮ス但シ其ノ性質上軍法會議、裁判長、受命裁判官又ハ豫審官ノ爲スヘキモノハ此限ニ在ラス
上告ノ裁判又ハ上告ノ取下ニ因リ原軍法會議ノ裁判ヲ執行スヘキ場合ニ於テハ高等軍法會議ノ検察官其ノ執行ヲ指揮ス

前二項ノ場合ニ於テ訴訟書類原軍法會議ニ在ルトキハ其ノ軍法會議ノ検察官裁判ノ執行ヲ指揮ス

第五百二條 裁判執行ノ指揮ハ書面ヲ以テ之ヲ爲シ裁判書又ハ裁判ヲ記載シタル調書ノ謄本又ハ抄本ヲ添附スヘシ但シ刑ノ執行ヲ指揮スル場合ヲ除クノ外裁判書ノ原本、謄本若ハ抄本又ハ調書ノ謄本若ハ抄本ニ認印シテ之ヲ爲スコトヲ得
第五百三條 二以上ノ主刑ノ執行ハ罰金及科料ヲ除クノ外其ノ重キモノヲ先ニス但シ検察官ハ長官ノ命令ニ依リ重キ刑ノ執行ヲ停止シ他ノ刑ノ執行ヲ爲サシムルコトヲ得

第五百四條 死刑ノ執行ハ海軍大臣ノ命令ニ依ル

第五百五條 死刑ヲ言渡シタル判決確定シタルトキハ検察官ハ速ニ訴訟記録ヲ長官ヲ經由シテ海軍大臣ニ差出スヘシ

第五百六條 海軍大臣死刑ノ執行ヲ命シタルトキハ五日内ニ其ノ執行ヲ爲スヘシ
第五百七條 死刑ノ執行ハ検察官及錄事ノ立會ニテ監獄ノ長之ヲ爲スヘシ

長官ハ監獄ノ長ノ申請ニ因リ兵員ノ出場ヲ命スヘシ

検察官又ハ監獄ノ長ノ許可ヲ得タル者ノ外刑場ニ入ルコトヲ得ス

第五百八條 死刑ノ執行ニ立會ヒタル錄事ハ執行始末書ヲ作リ検察官及監獄ノ長ト共ニ之ヲ署名捺印スヘシ

第五百九條 死刑ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失ノ状態ニ在ルトキハ海軍大臣ノ命令ニ依リ其ノ痊癒ニ至ル迄執行ヲ停止ス

死刑ノ言渡ヲ受ケタル婦女懷胎ナルトキハ海軍大臣ノ命令ニ依リ分娩ニ至ル迄執行ヲ停止ス

前二項ノ規定ニ依リ死刑ノ執行ヲ停止シタル者ニ付テハ痊癒又ハ分娩ノ後海軍大臣ノ命令アルニ非サレハ其ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス

第五百十條 特設軍法會議死刑ヲ言渡シタル場合ニ於テハ其ノ執行又ハ執行ノ停止ニ關スル海軍大臣ノ職務ハ長官之ヲ行フコトヲ得

第五百十一條 懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者心神喪失ノ状態ニ在ルトキハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ノ軍法會議ノ検察官ノ指揮ニ依リ其ノ痊癒ニ至ル迄執行ヲ停止ス

第五百十二條 前條ノ規定ニ依リ刑ノ執行ヲ停止シタル場合ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者第一條ニ記載シタル身分ヲ有セサルトキハ検察官ハ之ヲ監護義務者又

ハ市區町村長ニ交付シ病院其ノ他適當ノ場所ニ入レシムルコトヲ得
刑ノ執行ヲ停止セラレタル者ハ前項ノ處分アル迄之ヲ監獄ニ留置シ其ノ期間ヲ
刑期ニ算入ス

第五百十三條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議又ハ刑
ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地ノ軍法會議ノ檢察官ノ指揮ニ依リ事故ノ止ム迄懲
役、禁錮又ハ拘留ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

- 一 刑ノ執行ニ因リ生命ヲ保ツコト能ハサル虞アルトキ
- 二 受胎後七月以上ナルトキ
- 三 分娩後一月ヲ経過セサルトキ
- 四 刑ノ執行ニ因リ回復スヘカラサル不利益ヲ生スル虞アルトキ
- 五 其ノ他重大ナル事由アルトキ

第五百十四條 死刑、懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者拘禁中ニ非サルト
キハ檢察官ハ執行ノ爲之ヲ召喚スヘシ召喚ニ應セサルトキハ逮捕狀ヲ發スヘシ
第五百十五條 死刑、懲役、禁錮又ハ拘留ノ言渡ヲ受ケタル者逃走シタルトキ又
ハ逃走スル虞アルトキハ檢察官ハ直ニ逮捕狀ヲ發シ又ハ海軍司法警察官若ハ司
法警察官ニ請求シ若ハ囑託シテ之ヲ發セシムルコトヲ得

第五百十六條 逮捕狀ニハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ氏名、住居、年齢、刑名、刑

期其ノ他逮捕ニ必要ナル事項ヲ記載シ檢察官又ハ海軍司法警察官之ニ記名捺印
スヘシ

逮捕狀ヲ發スル場合ニ於テ必要アルトキハ人相書ヲ添附スヘシ

第五百十七條 逮捕狀ハ勾引狀ト同一ノ效力ヲ有ス

第五百十八條 逮捕狀ノ執行ニ付テハ勾引狀ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス

第五百十九條 檢察官刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ現在地ヲ覺知スルコト能ハサルト
キハ檢事長又ハ之ニ相當スル官署二人相書ヲ送付シ其ノ搜查及逮捕ヲ囑託スル
コトヲ得

囑託ヲ受ケタル官署ハ其ノ管轄區域内ノ檢事又ハ相當官署ヲシテ逮捕狀ヲ發シ
搜查及逮捕ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第五百二十條 罰金、科料、過料、沒收、沒取、追徵又ハ費用賠償ノ裁判ハ檢
察官ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス其ノ執行ヲ受クヘキ者ニ付相續開始アリタルトキ
ハ相續財產ニ就キ執行スルコトヲ得

第五百二十一條 前條ノ執行ニ付強制執行ヲ要スルトキハ軍艦、兵營其ノ他軍事
用ノ廳舍又ハ艦船ノ内ニ於テ之ヲ爲ス場合ヲ除クノ外檢察官ノ囑託ニ因リ區裁
判所其ノ他民事裁判ニ付強制執行ヲ爲ス權アル官署ニ於テ之ヲ爲ス此ノ場合ニ
於テハ檢察官ノ命令ハ執行力アル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

嘱託ニ因リ爲ス官署ノ執行手續ニ付テハ民事裁判ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス
但シ執行前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

第五百二十二條 前條第二項ノ規定ニ依ル執行ノ費用ハ執行ヲ受クル者ノ負擔ト
シ民事訴訟法ノ規定ニ準シ執行ト同時ニ之ヲ取立ツヘシ

第五百二十三條 第四百十五條ノ規定ニ依リ爲シタル賠償ノ言渡ニ付被害者ヨリ
強制執行ノ請求アリタルトキハ前三條ノ規定ヲ準用ス

第五百二十四條 没收物ハ檢察官之ヲ處分スヘシ

第五百二十五條 没收ノ執行後三月内ニ権利ヲ有スル者ヨリ沒收物ノ交付ヲ請求
シタルトキハ檢察官ハ破壊又ハ廢棄スヘキ物ヲ除クノ外之ヲ交付スヘシ

沒收物ヲ處分シタル後前項ノ請求アリタル場合ニ於テハ檢察官ハ公賣ニ因リテ
得タル代價ヲ交付スヘシ

第五百二十六條 偽造又ハ變造ニ係ル物ヲ返還スル場合ニ於テハ偽造又ハ變造ノ
部分ヲ其ノ物ニ表示スヘシ

偽造又ハ變造ニ係ル物押收セラレサルトキハ之ヲ提出セシメテ前項ノ手續ヲ爲
スヘシ但シ其ノ物公務所ニ屬スルトキハ偽造又ハ變造ノ部分ヲ公務所ニ通知シ
テ相當ノ處分ヲ爲サシムヘシ

第五百二十七條 押收物ノ返還ヲ受クヘキ者ノ所在不明ナル爲又ハ其ノ他ノ事由

ニ因リ其ノ物ヲ還付スルコト能ハサル場合ニ於テハ檢察官ハ其ノ旨ヲ公告スヘ
シ

公告ヲ爲シタル時ヨリ六月内ニ還付ノ請求ナキトキハ其ノ物ハ國庫ニ歸屬ス
前項ノ期間内ト雖價值ナキ物ハ之ヲ廢棄シ保管ニ不便ナル物ハ之ヲ公賣シテ其
ノ代價ヲ保管スルコトヲ得

第五百二十八條 檢察官ハ必要ナル場合ニ於テハ他ノ軍法會議ノ檢察官、地方裁
判所若ハ區裁判所ノ檢事又ハ相當官署ニ裁判ノ執行ニ關スル處分ヲ嘱託スルコ
トヲ得

第五百二十九條 刑ヲ言渡シタル裁判ノ解釋ニ付疑アルトキハ其ノ言渡ヲ受ケタ
ル者ハ言渡ヲ爲シタル軍法會議ニ疑義ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五百三十條 刑ノ執行ヲ受クル者又ハ其ノ法定代理人、保佐人若ハ夫執行ニ
關シ檢察官ノ爲シタル處分ヲ不當トスルトキハ裁判ノ執行ノ言渡ヲ爲シタル軍法會議
ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五百三十一条 疑義又ハ異議ノ申立ハ其ノ裁判アル迄之ヲ取下クルコトヲ得
疑義若ハ異議ノ申立又ハ其ノ取下ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第四百四十一條 ノ規定ハ疑義若ハ異議ノ申立又ハ其ノ取下ニ之ヲ準用ス

第五百三十二条 疑義又ハ異議ノ申立ヲ受ケタル軍法會議ハ檢察官ノ意見ヲ聽キ

決定ヲ爲スヘシ

第五百三十三條 罰金又ハ科料ヲ完納スルコト能ハサル爲シタル勞役場留置ノ執行ニ付テハ刑ノ執行ニ關スル規定ヲ準用ス

附則

第五百三十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法第二編第二章中親告罪ノ告訴、請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求及時效ニ關スル規定ニ付テハ勅令ヲ以テ別ニ其ノ施行期日ヲ定ム
親告罪ノ告訴、請求ヲ待チテ受理スヘキ事件ニ付テノ請求及時效ニ關シテハ前項ノ規定ニ依リ定ムル施行期日ニ至ル迄仍從前ノ例ニ依ル

第五百三十五條 海軍治罪法及臨時海軍軍法會議法ハ之ヲ廢止ス

第五百三十六條 本法ハ本法施行前ニ生シタル事件ニ亦之ヲ適用ス

前項ノ規定ハ本法施行前舊法ニ依リ爲シタル訴訟手續ノ效力ヲ妨ケス
本法施行前舊法ニ依リ爲シタル訴訟手續ニシテ本法ニ之ニ相當スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ爲シタルモノト看做ス

第五百三十七條 本法施行前裁判權ヲ有スル事件ニ付審問、審判又ハ判決ノ命令アリタルトキハ本法ニ依リ軍法會議裁判權ヲ有セサルトキト雖軍法會議之ヲ審判ス

第五百三十八條 本法施行前軍法會議裁判權ヲ有セサル事件ニ付通常裁判所其ノ他ノ官署ニ公訴ノ提起アリタルトキハ本法ニ依リ軍法會議裁判權ヲ有スルトキト雖公訴ヲ受ケタル官署之ヲ審判ス

第五百三十九條 從來ノ軍法會議ハ本法ニ於テ之ニ相當スル軍法會議トス

第五百四十條 本法施行前管轄權ヲ有スル事件ニ付審問、審判又ハ判決ノ命令アリタルトキハ本法ニ依リ管轄權ヲ有セサルトキト雖其ノ命令ヲ受ケタル軍法會議之ヲ審判ス

第五百四十一條 本法施行前審判ヲ委シタル事件ハ第三百十二條又ハ第三百三十三條ノ規定ニ依リ移送アリタルモノト看做ス

第五百四十二條 本法施行ノ際在職ノ判士長及判士ハ本法ニ依ル判士トス

第五百四十三條 本法施行ノ際在官ノ主理ハ別ニ辭令ヲ用キス海軍法務官ニ任せラレタルモノトス

本法施行ノ際休職ノ主理ハ本法ニ依リ休職ヲ命セラレタル海軍法務官トス

本法施行ノ際ニ限リ第三十九條ノ事由ナキトキト雖海軍大臣ハ海軍法務官ニ休職ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ休職ト爲リタル海軍法務官ノ休職ノ期間ハ三年トシ第二項ノ者ニ在リテハ本法施行前休職ト爲リタル時ヨリ之ヲ起算ス

前項ノ休職ノ期間満期ト爲リタルトキハ退職トス

第五百四十四條 本法施行前發シタル收禁狀ハ之ヲ本法ニ依リ發シタル勾留狀ト看做ス

第五百四十五條 本法施行前ニ爲シタル檢察ノ處分ハ之ヲ本法ニ依リ爲シタル搜査ノ處分ト看做ス

第五百四十六條 本法施行前檢察ノ處分ニ着手シタル官署本法ニ依リ搜査權ヲ有セサルトキハ速ニ之ニ關スル書類及證據物ヲ檢察官又ハ海軍司法警察官ニ送付スヘシ本法施行前告訴又ハ告發ヲ受ケタル官署亦同シ

第五百四十七條 第二百九十二條ノ期間ハ同條施行前犯人ヲ知リ又ハ婚姻ノ無效若ハ取消ノ裁判確定シタル場合ニ於テハ同條施行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第五百四十八條 本法施行前檢察具申アリタル事件ニシテ海軍治罪法第五十二條ノ手續ヲ爲サルモノハ之ヲ第三百六條又ハ第三百七條ノ規定ニ依リ報告アリタルモノト看做ス

第五百四十九條 本法施行前ニ爲シタル審問ハ之ヲ本法ニ依リ豫審ノ請求アリタルモノト看做ス

本法施行前審問ニ著手シタル事件ハ之ヲ本法ニ依リ豫審ノ請求アリタルモノト看做ス

第五百五十條 本法施行前海軍治罪法第七十八條第二號ノ規定ニ依リ具申アリタル事件ニシテ長官ノ命令又ハ認可ナキモノハ之ヲ第三百三十一條ノ規定ニ依リ報告アリタルモノト看做ス

第五百五十一條 本法施行前審問ニ於テ免訴ノ言渡アリタル事件ニ付テハ新ナル事實又ハ證據ヲ發見シタルトキニ限リ更ニ豫審ヲ請求シ又ハ公訴ヲ提起スルコトヲ得

第五百五十二條 本法施行前判決ニ著手シタル事件ハ之ヲ本法ニ依リ公訴ノ提起アリタルモノト看做ス

第五百五十三條 本法施行前判決ヲ終ヘ裁判宣告ヲ爲サル事件ハ舊法ニ依リ之ヲ終結スヘシ

第五百五十四條 本法施行前海軍治罪法第一百一條ノ規定ニ依リ又ハ同法第一百二條各號ニ記載シタル事由ニ因リ再審ノ命令アリタル事件ハ舊法ニ依リ之ヲ終結スヘシ

第五百五十五條 本法施行前海軍治罪法第一百二條又ハ同法第一百三條ノ規定ニ依リ再審ノ申訴又ハ具申アリテ命令ナキ事件ハ之ヲ本法ニ依リ管轄軍法會議ニ再審ノ請求アリタルモノト看做ス

第五百五十六條 本法施行前提起シタル私訴ハ之ヲ第四百十五條ノ規定ニ依ル損

害回復ノ請求ト看做ス

第五百五十七條 本法施行前言渡シタル私訴裁判ノ強制施行ニ付テハ第五百二十
三條ノ規定ヲ準用ス

第五百五十八條 本法施行前進行ヲ始メタル私訴ノ時效ハ從前ノ規定ニ從フ
第五百五十九條 本法ニ依リ市町村吏員ノ行フヘキ職務ハ市制町村制ヲ施行セサ
ル地竝朝鮮、臺灣、樺太及關東州ニ在リテハ勅令ヲ以テ指定スル官吏吏員之ヲ
行フ

第五百六十條 本法ニ記載シタル刑法ノ規定ハ朝鮮、臺灣及關東州ニ在リテハ
各之ニ相當スル法令ノ規定トス

第五百六十一條 別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外他ノ法律中海軍ノ主理トアルハ
海軍法務官トス

海軍懲罰令

海軍懲罰令目次

第一章 總則	一頁
第二章 犯行	二
第三章 懲罰	四
第四章 懲罰權限	五
第五章 懲罰手續	六
第六章 懲罰執行	七
海軍卒ニシテ陸軍懲治隊ニ收容シタル者ノ懲罰ニ關スル件	九

海軍懲罰令

(勅令第二百三十九號)
明治四十一年九月二十八日官報)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ海軍懲罰令改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ
公布セシム

第一章 總則

第一條 本令ハ海軍軍人ニ之ヲ適用ス

第二條 海軍軍屬ハ海軍軍人ニ準ス但シ勅任官及同待遇者ハ將官ニ、奏任官及同
待遇者ハ上長官及士官ニ、判任官及同待遇者ハ准士官ニ、其ノ他ノ者ハ卒ニ
同シ

第三條 海軍軍屬ニハ文官懲戒令ヲ適用セス但シ免官處分ヲ爲スヘキ場合ハ此ノ
限ニ在ラス

第四條 本令ハ刑ヲ定メタル法令ニ依リ論スヘキ場合ニ之ヲ適用セス刑事裁判手
續中ノ事件ニ付キ亦同シ

第五條 海軍軍人ト稱スルハ海軍ノ高等武官、候補生、准士官及下士卒ニシテ

左ニ記載シタル者ヲ謂フ

一 現役ニ在ル者但シ召集中ニ非サル歸休兵ヲ除ク

二 豫備役、後備役ニ在リ召集中ノ者

第六條 海軍軍屬ト稱スルハ海軍文官、同待遇者及宣誓シテ海軍ノ勤務ニ服スルモノヲ謂フ

第七條 長官ト稱スルハ海軍軍令部長、鎮守府司令長官、艦隊司令長官、司令長官ヲ置カサル艦隊ノ首席司令官、要港部司令官ヲ謂フ

海軍大臣ニ直屬シ且ツ部下ニ隸屬廳ヲ有スル諸官ハ之ヲ長官ト看做ス

第八條 所轄長ト稱スルハ海軍大臣又ハ長官ニ直屬スル各廳ノ長、海軍省局長、艦隊司令官、防備隊司令官、艦長、工作船指揮官、諸隊司令、軍法會議上席主理ヲ謂フ

海軍次官ハ海軍大臣官房所屬職員、外國駐在員及外國留學生ニ對シ、臺灣總督府海軍參謀長及海軍病院船軍醫長ハ各其ノ部下ニ對シ之ヲ所轄長ト看做ス

第二章 犯 行

第九條 左ニ掲タル行爲アルトキハ其ノ故意ニ出ツルト過失ニ出ツルトヲ問ハス之ヲ懲罰ス

- 一 服從ノ道ニ違ヒタルトキ
- 二 職務ノ權限ヲ誤リタルトキ
- 三 成規ニ違ヒタル處置ヲ爲シタルトキ
- 四 上申、下達其ノ他定規アル事件ヲ稽延シタルトキ
- 五 命令ヲ誤リ又ハ之ヲ誤リ傳ヘタルトキ
- 六 擅ニ職役ヲ離レ又ハ職役ニ就カサルトキ
- 七 擅ニ滯在スヘキ地ヲ離レタルトキ
- 八 徵召ノ命ヲ受ケ故ナク到著ノ期限ニ後レタルトキ
- 九 酗釈シテ事ヲ省セサルトキ
- 十 艇船ヲ毀損シタルトキ
- 十一 艇船ヲ衝突、坐礁其ノ他ノ危險ニ付シタルトキ
- 十二 官物ヲ毀損、亡失、傷害又ハ汚損シタルトキ
- 十三 官物ヲ濫用シタルトキ
- 十四 艇船、兵器、機關、建築、土木ノ設計又ハ工事ヲ誤リタルトキ
- 十五 兵器、糧餉其ノ他物品ノ調製、保存、運搬又ハ供給ノ方法ヲ誤リタルトキ
- 十六 濫ニ銃砲ヲ發射シ又ハ爆發物ヲ使用シタルトキ

- 十七 火氣ノ取扱ヲ亾略ニシタルトキ
 十八 暴行、脅迫、鬭争又ハ侮辱ノ行爲アリタルトキ
 十九 詐僞ニ涉ル言語又ハ行爲アリタルトキ
 二十 紿與又ハ貸與ヲ受ケタル物品ヲ濫ニ貸借シ又ハ其ノ定數ヲ缺キタルトキ
 二十一 擅ニ艦船内ニ商貨ヲ積載シタルトキ
 二十二 秘密ヲ漏泄シ又ハ漏泄セムトシタルトキ
 二十三 監督又ハ指導ノ道ヲ失ヒタルトキ
 二十四 職務上ノ地位ヲ利用シ私利ヲ圖リタルトキ
 二十五 禮法ニ違ヒタルトキ
 二十六 制規又ハ命令ニ違ヒタル服装ヲ爲シタルトキ
 二十七 前諸號ノ外職務ヲ怠リ若ハ職役上ノ義務ニ背キ又ハ紀律ニ違ヒ若ハ威嚴、信用ヲ失フヘキ行爲アリタルトキ

第三章 懲罰

第十條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 謹慎
 二 拘禁

三 禁足

- 第十一條 謹慎ハ准士官以上ニ、拘禁及禁足ハ下士卒ニ之ヲ科ス但シ拘禁ハ之ヲ軍屬ニ適用セス
- 第十二條 謹慎ハ六十日以内トシ勤務ヲ停メ居宅内又ハ艦船其ノ他勤務ノ場所ニ屏居謹慎セシム
- 第十三條 拘禁ハ三十日以内トシ演習及教育ノ外勤務ヲ停メ一室ニ閉錮ス
- 第十四條 禁足ハ六十日以内トシ勤務ノ外艦船、官衙、團隊又ハ居宅ヲ出ツルコトヲ禁ス

第四章 懲罰權限

- 第十五條 分隊長、驅逐艦長、艇長及海軍用船監督官ハ部下ノ下士卒ニ對シ十五日以内ノ拘禁又ハ三十日以内ノ禁足ヲ科ス
- 所轄長ハ前項懲罰權者ノ權限ニ屬スル場合ヲ除クノ外部下海軍軍人ヲ懲罰ス
- 海軍大臣ハ長官及所轄長ノ部下ニ屬セサル海軍軍人ヲ懲罰ス
- 二等シキ懲罰權ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第十六條 海軍大臣又ハ長官ハ臨時ニ編成シタル部隊ヲ指揮スル者ヲシテ所轄長

第十七條 長官ハ部下ノ海軍軍人ニシテ他ノ懲罰權者ニ屬セサル者ニ對シ部下ノ將校、同相當官ノ中ヨリ指定シタル者ヲシテ所轄長ニ等シキ懲罰權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十八條 所轄長ハ其ノ部下ニ分隊長ヲ置カサル場合ニ於テ部下ノ將校、同相當官ノ中ヨリ指定シタル者ヲシテ分隊長ニ等シキ懲罰權ヲ行ハシムルコトヲ得

第十九條 將官及同相當官ハ海軍大臣旨ヲ承ケ之ヲ懲罰ス

第二十條 懲罰スヘキ犯行アリタル者其ノ處分ヲ受ケスシテ所屬ヲ變更シタルトキハ現所屬ノ懲罰權者之ヲ懲罰ス

第二十一條 懲罰權ヲ有スル者其ノ部下ノ犯行ニ關係シ自ラ懲罰ヲ受クヘキ事由アリト思料スルトキハ懲罰權ヲ行フコトヲ得ス

前項ノ場合ニ於ケル懲罰ハ直上ノ懲罰權者之ヲ行フ

第五章 懲罰手續

第二十二條 謹慎ノ處分ハ言渡書ヲ作リ之ヲ交付スヘシ

第二十三條 拘禁又ハ禁足ノ處分ハ書面ヲ作リ之ヲ言渡スヘシ分隊所屬ノ下士卒ニ對スル拘禁又ハ禁足ノ處分ハ下士ニ在リテハ其ノ分隊下士ノ列前ニ於テ、卒ニ在リテハ其ノ分隊下士卒ノ列前ニ於テ之ヲ言渡スヘシ

前項ノ規定ハ分隊所屬ニ非サル下士卒ニ對スル拘禁又ハ禁足ノ處分ニ之ヲ準用ス

第二十四條 懲罰ハ各犯行ニ付キ之ヲ科ス

第二十五條 長官ハ部下ノ將官及同相當官ニ懲罰スヘキ犯行アリト思料スルトキハ事由書ニ證憑ヲ添ヘ海軍大臣ニ具申スヘシ

第二十六條 分隊長及分隊長ニ等シキ懲罰權ヲ行フ者部下ノ犯行其ノ權限以外ノ懲罰ニ該ルト認ムルトキハ意見ヲ付シテ所轄長ニ具申スヘシ

第二十七條 第二十條ノ場合ニ於テハ舊所屬ノ懲罰權者ハ事由書ニ證憑ヲ添ヘ現所屬ノ懲罰權者ニ移牒スヘシ

前項ノ事由書ニハ懲罰ノ程度ニ付キ意見ヲ付スヘシ

第二十八條 第二十一條第一項ノ場合ニ於テハ懲罰權者ハ其ノ事由ヲ直上ノ懲罰權者ニ具申スヘシ

第二十九條 准士官以上ノ懲罰ハ海軍大臣ニ、下士卒ノ懲罰ハ所屬長官ニ之ヲ報告スヘシ

第六章 懲罰執行

第三十條 演習、事變其ノ他已ムヲ得サル必要アル場合ニ於テハ謹慎ニ處セラ

レタル者ヲシテ勤務ニ服セシムルコトヲ得

第三十一條 拘禁ハ其ノ一日ヲ禁足二日ニ換ヘ執行スルコトヲ得

第三十二條 懲罰權者ハ受罰者改悛ノ情顯著ナリト認ムルトキハ懲罰ノ執行ヲ免除スルコトヲ得

第二十九條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 拘禁中必要アルトキハ戒具ヲ用フルコトヲ得

第三十四條 拘禁中ハ毎日一時間以上三時間以内運動ヲ爲サシムヘシ但シ雜役又ハ教練ヲ以テ運動ニ換フルコトヲ得

第三十五條 受罰ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス

拘禁ノ解止ハ罰期終了ノ翌日午前ニ於テ之ヲ行フ

第三十六條 懲罰處分ヲ受ケタル者逃亡其ノ他ノ理由ニ依リ執行ヲ受ケサルトキハ其ノ日數ヲ懲罰期間ニ算入セス

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

懲罰スヘキ犯行ハ本令施行以前ニ係ルモノト雖モ本令ニ依リ之ヲ處分ス

○ 海軍卒ニシテ陸軍懲治隊ニ收容シタル者ノ懲罰ニ關スル件

(明治四十一年七月二十八日官報)

朕海軍卒ニシテ陸軍懲治隊ニ收容シタル者ノ懲罰ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

勅令第百八十三號

海軍卒ニシテ陸軍懲治隊ニ收容シタル者ノ懲罰ハ海軍懲罰令ニ依ラス別ニ其ノ制ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

整卷	理号	
寄贈者名	伊藤九朗	
寄年月日	40.3.20	
一番	二番	1778